目

(農林水産一〇一八)

て指定した件(防衛一五六)

-請すべき期間を定める件

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

「その他告示

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

次

〇本庁監理金融商品取引業者等を指定 する件の一部を改正する件 (金融庁六四)

〇令和七年七月二十日執行の参議院比 〇特定国外派遣組織を指定する件

(総務二二五)

法規的告示 有効性

〇医薬品、 四条第五項第三号の規定に基づき厚 及び安全性の確保等に関する法律第 医療機器等の品質、

報

生労働大臣が指定する要指導医薬品

の 部を改正する件

(厚生労働一八六)

〇医薬品、 医療機器等の品質、 有効性

Oうなぎ養殖業につき、その許可をす き水産動植物の総量等及び許可を

労働大臣の指定する医薬品の一部を 四十九条第一項の規定に基づき厚生 及び安全性の確保等に関する法律第

改正する件(同一八七)

兀

中国地方整備局公示(中国地方整備局)

官庁事項

〇粗糖の平均輸入価格等を定めた件

(同一〇二七)

〇高速自動車国道に関する件

O重要施設の周辺地域の上空における 法律第六条第一項及び第二項の規定 小型無人機等の飛行の禁止に関する に基づき、 対象防衛関係施設等とし

(中央選挙管理会九)

基準日を定めた件

〇国債証券買入銷却法第一条の規定に

よる国債の買入消却に関する件

官庁報告

〇保安林の指定をする件 (農林水産一〇一九~一〇二六) (財務一七二)

(国土交通四八四~四八七)

(法務省告示配四九)

Ŧ.

日本国に帰化を許可する件

公 告

諸 事 項

官庁

財団、

特別支給手続開始決定関係

 $\overline{}$

〇防衛省関係重要施設の周辺地域の上 止に関する法律施行規則第六条の規 空における小型無人機等の飛行の禁

〇道路に関する件

て指定した件(同一五七)

定に基づき、対象施設の管理者とし

会社その他

(**中国地方整備局**五三~五五)

人事異動

例代表選出議員の選挙における選挙

人名簿の登録について選挙時登録の

宮内庁 財務省 最高裁判所

内閣

皇室事項

再生関係

裁判所

相続、 失踪、 除権決定、 破産、免責、

긆

法

規

的

告

示

五号)第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十 年厚生労働省告示第二百五十五号)の一部を次の表のように改正する。 ○厚生労働省告示第百八十六号 に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六 厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年六月二十七日

全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法 改 医療機器等の品質、有効性及び安 Œ. 後

びそれらの塩類を有効成分として含有す あって、次に掲げるもの、その水和物及 五項第三号イ又は口に掲げる医薬品で び安全性の確保等に関する法律第四条第 次に掲げる医薬品とする。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及

る製剤 (略)

(4)|(3)|(1) (16)|才|(2) 略)

官

オメプラゾール

律第百四十五号)第四条第五項第三号の規定 に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬 に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬 律第百四十五号)第四条第五項第三号の規定 全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

次に掲げる医薬品とする。

る製剤 びそれらの塩類を有効成分として含有す あって、次に掲げるもの、その水和物及 五 び安全性の確保等に関する法律第四条第 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 項第三号イ又は口に掲げる医薬品で

(3)| 新 (15)|設

(1) • (2)

略)

(略

○厚生労働省告示第百八十七号

略)

金曜日

に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品(以下「処の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する内用剤であって、令和七年十二月二十七日以前告示第二十四号)の一部を次の表のように改正する。ただし、オメプラゾール、その誘導体、それら 薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条(第 方箋医薬品」という。)である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に処方箋医 関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省 五号)第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 号に係る部分に限る。)の規定は、 医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十

厚生労働大臣 (傍線部分は改正部分) 福岡 資麿

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

されることが目的とされている医薬品であっ 人の身体に直接使用されることのないも (専ら疾病の診断に使用 されることが目的とされている医薬品であっ て、 一~七 のを除く。) 次に掲げる医薬品 人の身体に直接使用されることのないも 略) (専ら疾病の診断に使用

のを除く。)

次に掲げる医薬品

改

正

後

改

正

~~七

(略)

のに限る。 そ剤を除く。)。 ただし、二以上の有効成分 含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺 水和物及びそれらの塩類を有効成分として を含有する製剤にあっては、 次に掲げるもの、その誘導体、それらの 次に掲げるも

(1) (267)(略)

(削る)

(268) (1252)

略

九 (略)

六年農林水産省令第四十三号)第九条の規定に基 第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内 〇農林水産省告示第千十八号 づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申 水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成二十 する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 法律第百三号)第三十条において読み替えて準用 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年

次のように定める。 令和七年六月二十七日

農林水産大臣

小泉進次郎

請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を

制限措置の内容

(一) 許可をすべき水産動植物の総量 にほんうなぎ 21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 3平方メートル以上 養殖場の総面積

(三) 養殖場の数

ないうなぎを養殖する養殖場 402 にほんうなぎ 439 このうち、国内で一度も飼育されたことの

「既養殖うなぎ」という。)のみを養殖する養 国内で養殖されたことのあるうなぎ(以下

ないうなぎを養殖する養殖場 にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 このうち、国内で一度も飼育されたことの 69 34

そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分 のに限る。 含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺 水和物及びそれらの塩類を有効成分として を含有する製剤にあっては、次に掲げるも 次に掲げるもの、その誘導体、それらの

(1) (267) 略)

(268)略

オメプラゾール

(269) (1253)

九 略)

[] 許可を申請すべき期間

許可の有効期間 令和7年6月30日から同年9月29日まで

 $[\![\![\!]\!]$

Z 11月1日から令和8年10月31日までとする。 の基準 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可 この告示に係る許可の有効期間は、令和7年

(→) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎ り、許可しなければならない養殖場に係る水産 動植物の数量及び養殖場の数を決定する 農林水産大臣は、次に定める許可の基準によ

を養殖する養殖場 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可

- て、他の申請に優先して許可するものとす の申請に係る水産動植物の数量(当該許可 養殖場についてした申請があるときは、そ 到来のため当該許可に係る養殖場と同一の を受けている者(以下「実績を有する者」 において定められた数量に限る。) に対し という。) が当該許可の有効期間の満了日の
- の申請以外の申請の中から、新たに許可を 場合には、その差の範囲内において、(一)1 総量又は一(三)の養殖場の数の総数を下回る 養殖場の数の合計が、一一の水産動植物の の数量を定めるものとする 行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物 前項の許可による水産動植物の数量又は

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可 をする水産動植物の数量は1キログラムと し、当該許可は、当該許可に係る数量と(一) 1の申請に係る許可の数量の合計が一(一)の 水産動植物の総量に、又は一(三)の養殖場の 数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めるこ とができないときは、公正な方法でくじを 行い、許可をする者を定める。

(二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 (→1の許可による養殖場の数の合計が、分 示した養殖場の数の総数を下回る場合には、 その差の範囲内において、許可をする養殖場 を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めること ができないときは、公正な方法でくじを行い、 許可を行う者を定める。

備考

- 1 許可において定める水産動植物の総量は、 国内で一度も飼育されたことのないうなぎの 量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ の数量又は養殖場の数の変更は、にほんうな ぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれ がないと認められる場合に限り、それぞれ 21.7トン(一一)に定めるにほんうなぎの総量) 及び439 (一回)に定めるにほんうなぎの養殖 場の数の総数)を超えない範囲で行うことが できる。
- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ 以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変 更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の 持続的な利用の確保を害するおそれがないと 認められる場合に限り、3.5トン (一一)に定 めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量) 及び103 (一回)に定めるにほんうなぎ以外の 種のうなぎの養殖場の数の総数)を超えない 範囲で行うことができる。

P

- 4 許可には、次に掲げる条件を付けることが | できる。
- 一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に 供するために出荷する場合には、当該既養 殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うな ぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及 び出荷先の氏名又は名称を記載した書類 (以下「出荷書類」という。)を交付しなけ ればならない。
- 二 前号の出荷書類の交付がなされていない 出荷に係る既養殖うなぎについては、これ を養殖してはならない。
- 三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都 度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷 書類の写しを農林水産大臣に提出しなけれ ばならない。
- 四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖す る場合には、当該うなぎを公共の用に供す る水面に放出してはならず、また、当該う なぎの逸出を防止するために必要な措置を 講じなければならない。
- 五 令和7年12月1日以降にうなぎの稚魚 (全長13センチメートル以下のうなぎをい い、国内で一度も養殖されたことがないも の、既養殖のものの別を問わない。)を養殖 けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引 き渡した者が特定水産動植物等の国内流通 の適正化等に関する法律(令和2年法律第 79号) 第6条第1項の規定により保存する 漁獲番号又は荷口番号(当該稚魚が輸入さ れ、又は養殖されたものである場合には、 その旨)を記録し、当該稚魚を譲り受け、 又は引き受けた日からこれを3年間保存し なければならない。

久の表により、牧正前禰及び牧正後禰に対応して掲げるその漂記部分(連続する他の規定と記号に より一括して掲げる規定にあっては、その際記部分に除る記載)に二重傍像を付した規定(以下「対 象現宅」という。)は、牧正前禰に掲げる対象現宅を牧正浚禰に掲げる対象現宅として後動し、牧正浚 欄に掲げる対象規定で改正計欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
改 正 後	改 圧
(金融商品取引業者等)	(金融商品取引業者等)
第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第一	能一然 [區刊]
二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長は5万十二条の一部二項の金融庁長	\$10 1 40V [1=-
官の指定する金融商品取引業者、取引所取	
引許可業者、特例業務届出者及び海外投資	
家等特例業務届出者は、次に掲げる者とす	
₩°	
[一~ 百九 略]	[一~百九 同上]
百十 東急不動産キャピタル・マネジメン	[号を加える。]
百十一 SBI東西リアルティ株式会社	[号を加える。]
百十二 グッドマンジャパンファンズ株式	[号を加える。]
百十三 株式会社キャプラ・インベストメ	[号を加える。]
ンイ・ジャペン	
<u> 百十四</u> フィデリティ・マネジメント・ア	[号を加える。]
ンド・リサーチ・ジャパン株式会社	
<u> 西十円・四十代</u> [磊]	<u>──十・──十1</u> [區刊]
備考 表中の [] の記載は注記である。	
%%给告诉我二百二十五号	

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次 のとおり特定国外派遣組織を指定するので、司条第二頃の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

- **棒 豪州(ランドウィック)における実動訓練参加部隊**
- 二 国 外 派 遣 期 間 令仰七年六月二十九日から令仰七年八月四日まで
- 三 派遣人数 (概数) 四十人程度
- 四 派 遣 地 域 オーストラリア連邦

〇中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三頃の関定に基づき、令和七年七月二十日執 行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙特登録の基準日を次のと おり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二頃の規定に基づき、 苦でする。

今和七年六月二十七日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

你在力併力正11口

○討務省告示第百七十二号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定 により令仰七年五月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年六月二十七日

財務大臣 加藤 勝信

○金融庁告示策六十四号

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第四十二条第二項及び第四十二条の二第一 二頃の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件(平成十九年金融庁告示第九十号)

长

毛

8

していまを次のように改正する。

令柜七年六月二十七日

金融庁長官 井藤 英樹

	令和 』	/ 年	6 月 =	2	<u> </u>	<u> </u>	金曜	Н	の		 	<u> </u>		释	Ž				第	14	95	号				4	•
采種を定めない。 2.その他の森林については、主伐に係る伐の一、一四八、一四九の一、一五○の一す部分に限る。)、一四七の一地先、一四七		1 次の森林については、主伐は、択伐によ	一指定施業要件	一指定の目的「水原の涵養」で光の図に示す音をに図る」「一匠子	΄, _	金山一四七の一地先・一四七の一・一四九の	保安林の所在場所「北海道札幌市手稲区手稲展・北海道・北海道・北海道・北海道・北海道・北海道・北海道・北海道・北海道・北海道			二十五条第一項の規定により、次のように保安林	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一章 本力原名名 (1997年)	〇農林水産省告示第千十九号	☆	"	III	n e	n e	III	II	II	"	II	II	III	利付国庫債券(物価連動・10年)	国債の名称	(別表)
係の一 る一 七 - -	· 図 I に : 示		_				区 次 手 稲 —	<u> </u>		保安林	号 第 ——	_		第29回	第29回	第29回	第28回	第28回	第28回	第27回	第26回	第26回	第25回	第25回	第21回	記号	
一 指定の目的 土砂の流出 東三一○の一・三一○の五里三一○の一・三一○の五里三一○の五		うロコドマリニト コヨの指定をする。	二十五条第一項の規定により、森林法(昭和二十六年法律第	〇農林水産省告示第千二十号	備え置いて縦覧に供する。)	3図面及び関係書類を北海道庁及び4(二次の図)及て「次のとまり」に	(こ) 立木の伐採の限度	4 間伐に係る森林	ものとする。	村森林整備計画で	は	3 主戈として戈采	20,100,000,000円	1,000,000,000円	500,000,000円	5,600,000,000円	1,800,000,000円	900,000,000円	2,000,000,000円	7,500,000,000円	100,000,000円	100,000,000円	100,000,000円	100,000,000円	400,000,000円	額面金額の総額	
土砂の流出の防備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所 化每道上川耶愛川丁产豊農林水産大臣 小泉進次郎		十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第	十号	°)	の図面及び関係書類を北海道庁及び札幌市役所に「カの図」及び「カのとまり」は「雀畔し」そ	かとする。	間伐に係る森林は、次のとおりとする。		村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の	当該立木の所在する市町村に係る市町に任うして仕事である。	主戈として戈采をすることができる立木		102.49円	102.38円	101.98円	103.94円	103.65円	103.40円	103.98円	105.78円	105.74円	107.68円	107.64円	101.99円	額面金額100円当た りの買入価格	
二 指定の目的 ·	令和七年六月二·	の指定をする。二十五条第一項の	(農林 7 歴代会会)	供する。)	児島県庁及び薩摩:	(「次のとおり」:	3	ものとする。	村森林整備	は、当亥立. 主伐とし	1	□ 立木の伐採	三 指定施業要件	二 指定の目的 · 町市比野字中須	一保安林の所在		の指定をする。	二十五条第一項の!	○農林水産省告示	備え置いて縦覧に	の図面及び関系書 (「次の図」及び	二立木の伐採	3 間伐に係る		は、当該立とし	$\frac{1}{2}$	三指定施業要件

指定施業要件

⊪計画で定める標準伐期齢以上の 立木の所在する市町村に係る市町

いの限度 次のとおりとする。 ぶる森林は、次のとおりとする。

規定により、次のように保安林

《八四七八の一、八四七九の一 1場所 鹿児島県薩摩川内市樋脇 土砂の崩壊の防備

体の方法

択伐による。

g計画で定める標準伐期齢以上の 一木の所在する市町村に係る市町 って伐採をすることができる立木

いる森林は、次のとおりとする。 7川内市役所に備え置いて縦覧に の限度、次のとおりとする。 は、省略し、その関係書類を鹿

第千二十二号

)規定により、次のように保安林 十六年法律第二百四十九号) 第

//三の一、一九六四の一、一九六 八六の一、一九六七の一 1場所 岐阜県下呂市萩原町宮田 土砂の流出の防備 農林水産大臣 小泉進次郎

採の方法 択伐による。

して伐採をすることができる立木

5 「次のとおり」は、省略し、そ 「類を北海道庁及び愛別町役場に

第千二十一号

十六年法律第二百四十九号) 第

農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件 指定の目的 土砂の流出の防備

□ 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

二立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第千二十四号

一十五条第一項の規定により、

令和七年六月二十七日

で、四二七五、字日浦山一一〇〇、四四五四、樅ノ木山字堂ノ向九四五の一から九四五の三ま保安林の所在場所 高知県吾川郡いの町小川 農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、定めない。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐 及び樹種次のとおりとする。

〇農林水産省告示第千二十三号

る。

の指定をする。

一森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年六月二十七日

比字桑ケ島六八七九の一・六八八〇の一・六八 保安林の所在場所 岐阜県郡上市八幡町小那 に限る。) 八一の一(以上三筆について次の図に示す部分 農林水産大臣 小泉進次郎

ものとする。

の図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に 備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。

の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

四四五六 指定の目的 水源の涵養

 \equiv

5

令和七年六月二十七日

農林水産大臣

小泉進次郎

立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、

指定施業要件

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木 定めない。

及び樹種次のとおりとする。 3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高

〇農林水産省告示第千二十五号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 一十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年六月二十七日

荒谷六五〇の一七 指定の目的 水源の涵養 指定施業要件

保安林の所在場所

高知県安芸市奈比賀字東

農林水産大臣

小泉進次郎

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、

2 主伐として伐採をすることができる立木 ものとする 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

官

間伐に係る森林は、次のとおりとする。 ー る。)

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

る。) 知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供す(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 四

令和七年六月二十七日

の七字クマノウチ八五三の一九、字ナカウ子九二字 字ミナミタニ五七七の二、字ギンロクダニ五七保安林の所在場所 高知県安芸郡安田町小川 八の一、五七九の三、字クロハザ五九三の五、 三七

指定の目的 土砂の流出の防備

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

(二) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

〇農林水産省告示第千二十七号

十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、 の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並 化糖標準価格、 第四十三号)第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同 びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和四十年農林省令 定めたので、同法第六条第二項 びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように 調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項 法第九条第 及び第四項、 二第五項、 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに同規則第 一項第一号ハの異性化糖軽減額、 第十一条第一項、 同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、 第十二条第一項、 (同法第九条第五項、 (昭和四十年法律第百九号)第六条第一項、 同号二の加糖調製品軽減額、 それぞれの適用期間と併せて告示する 第十八条の一 第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の 二第一項第二号、第十八条の三第一項並 同法第十八条の二第一項第二号の加糖 同法第十一条第一項の異性 第九条第三項

〇農林水産省告示第千二十六号

農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件

八

七

立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない。

ものとする。

知県庁及び安田町役場に備え置いて縦覧に供す 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

につき八八、 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格 四一〇円

〇〇〇キログラム

令和七年七月一日から九月三十日まで

異性化糖軽減額 零円

令和七年七月一日から九月三十日まで

加糖調製品軽減額 適用期間 令和七年七月一日から九月三十日まで 一、〇〇〇キログラムにつき四、 二〇〇円

費税額分 異性化糖標準価格 適用期間 一二、六一一円 令和七年七月一日から九月三十日まで 一、〇〇〇キログラムにつき一七〇、 二五四円 (うち消費税額及び地方消

一二、三六七円)

五.

異性化糖平均供給価格 一、〇〇〇キログラムにつき一六六、 九五七円 (うち消費税額及び地

方消費税額分

六 適用期間 令和七年七月一日から九月三十日まで 一、〇〇〇キログラムにつき二二七、 四八六円

加糖調製品糖標準価格

加糖調製品糖平均輸入価格適用期間 令和七年七月 令和七年七月一日から九月三十日まで

令和七年七月一日から九月三十日まで 〇〇〇キログラムにつき一四七、 五七九円

ラムにつき八九、一四〇円 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格 〇〇〇キログ

令和七年七月一日から九月三十日まで

九 類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする 条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の 条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(以下この号において「規則」という。)第十七 適用期間 種

令和七年七月一日から九月三十日まで

一キログラムにつき九八八円	一二・二三九	規則第十七条の二第十三号に掲げるもの
一キログラムにつき一一一円	一・三七八	規則第十七条の二第十二号に掲げるもの
一キログラムにつき一三九円	一・三七八	規則第十七条の二第十一号に掲げるもの
一キログラムにつき二二四円	一・三七八	規則第十七条の二第十号に掲げるもの
一キログラムにつき六四円	〇・八〇〇	規則第十七条の二第九号に掲げるもの
一キログラムにつき一五円	〇・七八一	規則第十七条の二第八号に掲げるもの
一キログラムにつき一六円	〇・八三二	規則第十七条の二第七号に掲げるもの
一キログラムにつき三四一円	一・二六三	規則第十七条の二第六号に掲げるもの
一キログラムにつき四〇円	四・九八〇	規則第十七条の二第五号に掲げるもの
一キログラムにつき四六円	五・七七一	規則第十七条の二第四号に掲げるもの
一キログラムにつき二九円	1.0111	規則第十七条の二第三号に掲げるもの
一キログラムにつき九円	1 • 11111111	規則第十七条の二第二号に掲げるもの
一キログラムにつき一九六円	〇・九一〇	規則第十七条の二第一号に掲げるもの
農林水産大臣が定めて告示する価格	まる係数 が定めて告示 を大臣	輸入加糖調製品の種類の区分

令	和,	7年6	月2	27 日	金曜日		官		報		第14	95 ‡	寻			6	5
南砺市楮字北谷九二番二から同市真木字北小谷平一〇番まで	(道路の区域路 線 名 東海北陸自動車道路 利 東海北陸自動車道	は、令和七年六月二	速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国土交通省告示第匹百八十五号	上西山七九八番三まで	岡 市 清 区 マ	道路の区域 路の区域		に共する。 日動車国道法(昭和三十二年法律独立行政法人日本高速道路保有・ をの関係図面は、令和七年六月二 をの関係図面は、令和七年六月二 と共する。	の重量が最大のものを除く。)(砂糖を除く各成分のうちソルビトール規則第十七条の二第十九号に掲げるもの	の重量が最大のものに限る。)(砂糖を除く各成分のうちソルビトール規則第十七条の二第十九号に掲げるもの	(小売用の容器入りにしたものを除く。) 規則第十七条の二第十八号に掲げるもの	(小売用の容器入りにしたものに限る。) 規則第十七条の二第十八号に掲げるもの	規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	規則第十七条の二第十四号に掲げるもの
谷平一〇番まで	目		一十日間国	号)第七条第一機構において次		市清水区葛沢字間			ら三十日間国土号)第七条第一機構において次	〇・八〇〇	〇・八三二	一・二三六	一・二三六	111-1104	九・一三一	一八・七六二	一五・〇六三
最大 (メートル) (バール) (バ	変更前の敗地の福貴の近ので	国土交通大臣 中野 洋昌	1)用	.第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。 債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高	後 前 最最小 一二 一二 一二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二 二 二 二 二 八	最大(メータ)を表して、		国土交通大臣 中野 洋昌	十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高	ーキログラムにつき五六円	ーキログラムにつき六七円	ーキログラムにつき二三四円	ーキログラムにつき一三三円	一キログラムにつき一八三円	一キログラムにつき六六三円	一キログラムにつき一、六一六円	一キログラムにつき二、三〇五円
は、対象施設周辺地域に含まな、対象施設周辺地域に含まれる道路でいう。以下同じて域に含まれる道路(道路交に対すののでは、一個端の一方のみがこの表の一個が、一個端の一方のみがこの表のに、対象をは、対象を設定して、	備考	辺地域 対象防衛関係施設 佐賀県佐賀市	の区域の区域を質別の区域を関係施設を関係を設めています。	の所在地 女象防衛関係施設 佐賀県佐賀市	を上自衛隊左賀注屯也 令和七年六月二十七日 行する。	で、 ・ 一覧子を第一項及び第二項の規定 ・ 工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工芸・工		まで高槻市成合北の町五四九番三から同古	道路の区域 道路の区域 令和七年六月二十七日	覧に供する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	テ 交 女 道 生 生	五までいわき市山田町壱町田四一番一から同	道路の区域	路線 名 常磐自動車道	うつこと マーニー こうらう の間を見ている。	その関系図面は、合い七年六月二年主自動車国道法(昭和三十二年法律等	独立行政法人日本高速道路保有・傳〇国土交通省告示第四百八十六号

一十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦に第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高

国土交通大臣

中野

洋昌

延

長

(メートル)

四三

間 後変 別更 前 敷地の幅員

同市山田町長沢三六番七 前 最最 最最 小大 小大 二六 二六 二六 二六 七六 七六 七六 b

後

|十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦に第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高

戸線

国土交通大臣

中野

洋昌

間

後変 別更 前

敷地の幅員

延

長

(メートル)

市成合北の町五四九番五 前 後 最最 最最 小大 小大 - (メートル) - 六〇 六五ル

対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域で小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第

防衛大臣

中谷

元

対象防衛関係施設 佐賀県佐賀市 川 対象防衛関係施設 佐賀県佐賀市 二 側端の一方のみがこの表の対象施設 佐賀県佐賀市 三 側端の一方のみがこの表の対象をが高路をいう。以下同じ。の区域 佐賀県佐賀市 川 川 大の図面 は省略し、その図面 佐賀県佐賀市 川 川 川 大の図面				
対象防衛関係施設 佐賀県佐賀市 川副町 が象防衛関係施設 佐賀県佐賀市 川副町 に係る対象施設周 佐賀県佐賀市 川副町 に域に含まれる道路(道路交通法(昭和 下でする道路をいう。以下同じ、の図面を防ったする道路をいう。以下同じ、の図面を防ったする道路をいう。以下同じ、の図面を防ったする道路をいう。以下同じ、の区間の	尚	在地質係施	佐賀県佐賀市	副町
対象防衛関係施設 佐賀県佐賀市 川副町大字犬井道(次の図面に対象防衛関係施設 佐賀県佐賀市 川副町大字犬井道(次の図面に対象を関係を表する においていたが にない はいまい においた においた においた においた においた においた においた におい	和此	区域	県 佐賀	副町大字犬井道(次の図面に
でする道路をいう。以下同じらの区間のうち当該区域に含まれなり道路の部区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一二(側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項一「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。備考		地域が象施設象防衛関係施	県 佐 智	副町大字犬井道(次の図面に
	<u> </u>	x 定域 側端 で で で で の の の の の の の の の の の の の の の	ざっないでは、 では、 では、 では、 でいるで、 でいるで、 でいるが、 でいるで、 でいるが、 でいるで、 でいるが、 でいるでいるが、 でいるでいるが、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでい。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは とっと。 でいるでは とっと。 でいるでは とっと。 でいるでは とっと。 でいる でいる とっと。 でいる でいる と。 でいる でいる でいる でいる でい。 とっと。 でいる でい。 とっと。 でいる と。 と。 でい。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	区間のうち当該区域に含まれない道路の部(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

道路の区域

区

間

後変 別更前

敷

地

0

幅

員

延

長

一七・四九~二

一二 四五 九七 七三

<u>00</u>%

路線名

二号及び二百五十号

道路の種類

一般国道

路線名

7

供用開始の期日

令和七年六月二十七日

電を発せられた。

ダン閣下の大統領就任につき、

六月二十三日御祝

アルメニア大統領閣下

天皇陛下は、ルーマニア大統領ニクショール・

三 兀 及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域 掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に

○防衛省告示第百五十七号

七月九日から施行する。 (令和元年防衛省令第三号) 第六条の規定により、 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則 対象施設の管理者を次のとおり指定し、 令和七年

令和七年六月二十七日

防衛大臣 中谷

元

陸上自衛隊佐賀駐屯地 対象施設 佐賀駐屯地司令 対象施設の管理者

〇中国地方整備局告示第五十三号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一 般の縦覧に供する

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長

林

正道

大門二○番一まで 大門二○番一まで 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所 後前

官

〇中国地方整備局告示第五十四号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一 般の縦覧に供する。

中国地方整備局長

五十号及び二百 令和七年六月二十七日 元一番四まで(ただし、備前市香登西字大道田一 開 関係図面に表示する部分のみ。)七三番一から同市香登西字鍬之 始 0 区 山中 |国道事務所 |国地方整備局及び同局岡 図 面 縦 林

覧

場

所

正道

供用開始の期日 令和七年六月二十七日

〇中国地方整備局告示第五十五号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の

その関係図面は令和七年六月二十七日から二週間 一般の縦覧に供する

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長 縦 林 覧 場所 正道

Ŧi. + 線名 兀 号 七番一まで(ただし、雲南市三刀屋町三刀屋 `屋 開 関係図面に表示する部分の屋一一番から同市三刀屋町三 始 0 区 み刀。 Ξ 江中 |国道事務所 |国地方整備局及び同局松 図 面

事 異 動

内 閣

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣 国務大臣 事務代理を命ずる

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府 村上誠一郎

特命担当大臣(規制改革)事務代理を命ずる(以

内

上六月二十五日)

(長官官房総務課広報室長) 内

閣府事務官 藤原麻衣子

警察庁に出向させる

(警察庁サイバー警察局サイ

させる(以上六月二十三日) 内閣府事務官(長官官房総務課広報室長)に転任 対策企画官)警視正 バー企画課重大サイバー事案 坂本 俊介

財 務 省

独立行政法人国立印刷局監事に任命する(各通) (六月二十日) 清 光本

最高裁判所

○定年退官

一十日限り定年退官 簡易裁判所判事春名克男及び同下田厚郎は六月

皇 室 事 項

行幸啓

御祝電 啓、同月二十日午後八時三十分還幸啓になった。 六月十九日午前九時二十分御出門、 天皇皇后両陛下は、 地方事情を御視察のため、 広島県へ行幸

御祝電及び御答電

を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せら 天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電

ジンバブエ大統領閣下 セネガル大統領閣下 カナダ総督閣下 ナミビア大統領閣下 イスラエル大統領閣下

国王 サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン ガボン暫定大統領閣下 キルギス大統領閣下 マリ暫定大統領閣下

スウェーデン国王陛下 ベナン大統領閣下 東ティモール大統領閣下 チェコ大統領閣下 大韓民国大統領代行閣下 フィリピン大統領閣下 タイ国王陛下 ジブチ大統領閣下 スリランカ大統領閣下 オーストラリア連邦総督閣下

英国国王陛下 アメリカ合衆国大統領閣下

ドイツ大統領閣下 サンマリノ執政閣下 フィジー大統領閣下 ノルウェー国王王妃両陛下

パラグアイ大統領閣下 オーストリア大統領閣下 トルクメニスタン大統領閣下

ブルガリア大統領閣下 ローマ教皇台下

ヨルダン国王陛下

スペイン国王陛下

オランダ国王王妃両陛下

バングラデシュ大統領閣下 ポルトガル大統領閣下 アラブ首長国連邦大統領ムハンマド殿下 スイス大統領閣下 リトアニア大統領閣下 カンボジア国王陛下 マーシャル大統領閣下

官 報 令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日 金曜日 第1495号 8 (=)中国地方整備局公示 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。 路道 令和七年六月二十七日 キューバ大統領閣下 ラオス国家主席閣下 モンゴル大統領閣下 タジキスタン大統領閣下 カザフスタン大統領閣下 ネパール大統領閣下 ウズベキスタン大統領閣下 南アフリカ共和国大統領閣下 モルディブ大統領閣下 北マケドニア大統領閣下 モンテネグロ大統領閣下 中華人民共和国主席閣下 コートジボワール大統領閣下 ギリシャ大統領閣下 スーダン主権評議会議長閣下 マルタ大統領閣下 インド大統領閣下 スロベニア大統領閣下 アゼルバイジャン大統領閣下 クロアチア大統領閣下 イエメン大統領指導評議会議長閣下 セーシェル大統領閣下 トンガ国王陛下 シンガポール大統領閣下 イタリア大統領閣下 フィンランド大統領閣下 ルーマニア暫定大統領閣下 インドネシア大統領閣下 フータン国王陛下 、キスタン大統領閣下 ーレーン国王陛下 ルネイ国王陛下 ルコ大統領閣下 ルジェリア大統領閣下 ロッコ国王陛下 路 官 線の 庁 種 事 官 名 類 項 般国道 厅 報 キプロス大統領閣下 ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領評議会議長 ケニア大統領閣下 ガーナ大統領閣下 ペルー大統領閣下 ギニア暫定大統領閣下 エチオピア大統領閣下 マレーシア国王陛下 コソボ大統領閣下 ラトビア大統領閣下 タンザニア大統領閣下 チュニジア大統領閣下 ドミニカ共和国大統領閣下 セルビア大統領閣下 コンゴ民主共和国大統領閣下 ブルキナファソ大統領閣下 マダガスカル大統領閣下 オマーン国王陛下 アンゴラ大統領閣下 エルサルバドル大統領閣下 イラク大統領閣下 エジプト大統領閣下 エストニア大統領閣下 ボーランド大統領閣下 カタール首長殿下 クウェート首長殿下 ニュージーランド総督閣下 スロバキア大統領閣下 アルバニア大統領閣下 モルドバ大統領閣下 カーボベルデ大統領閣下 モーリタニア大統領閣下 バノン大統領閣下 トナム主席閣下 ルギー国王王妃両陛下 告 中国地方整備局長 林 正道 (**[24**) (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow) (七) (六) (**ऋ**) (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow) (七) (六) (<u>F</u>i.) (三) その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。 制限の対象とする占用物件 占路道 令和七年六月二十七日 占 制限の対象とする占用物件 占 令和七年六月二十七日 図占 占 占路道 図 占 用 用 用 用 用 用 用 面の 面 0 を を を を を 回縦覧の開発 制限の開 制 制 制 制 制 縦 限 限 の 限 限線の 限 線 覧 す す 始 始

下関市長府印内町一六〇七番六から同市長府中土居本町一 する 区 域 四六三番四まで

備

考

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

る 理 由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 この限りでない。 災害が発生した場合に

0 期日 令和七年六月二十七日 おける被害の拡大を防止するため。

場 所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

中国地方整備局長

林

正道

種 一般国道

する区 域名類 二号及び九号

「側限の対象とする占用物件」所とこれにより、「正常工工」の制限の対象とする占用物件」所とこれにより、「関市長府才川二丁目四一一番四から同市長府才川二丁目三七八番九まで下関市長府才川二丁目四一一番四から同市長府才川二丁目三七八番九まで、

備

考

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路 は、この限りでない。

る 理 由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 おける被害の拡大を防止するため。 災害が発生した場合に

の 期日 令和七年六月二十七日

場 所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

種 類 一般国道

中国地方整備局長

林

正道

域 名 二号及び百八十七号

する 区

備

考

岩国市関戸字堂ろじ七三三番一から同市関戸字堂ろじ七三三番五まで

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用 敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

は、この限りでない。

一号

)	4		7	年	6月	2	7	日	Ś	定曜	日			官			軒	Ž					5		1 4	19	5	号	•							
ウ 万月〇月艮〇月日 今口二三	田を制限する理由 緊急輸送	は、このませず	敦也なる	記述が認められ	る占用物件	まで下関市大字福江字前ノ田一八七六番一から	区	三 占用を制限する区域	線		令和七年六月二十七日	その掲系図面は、冷印七手ベ目二十七日から二週間一段の従覧に共する。 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、	10	じ 凶 面 従 覧 揚 所 中国也など 占用の制限の開始の其目 今和七名	5月)列艮) 肩台) 月日	田 占用を制限する理由 緊急輸送	は、この	敷地外に	ただし、	認められ		光市大字室積村字西梶取一九番一から同志	区	占用を制限する区	線名	→ 道路の種類一般国道	令和七年六月二十七日	その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。	定することとしたので、	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	面縦覧場所	占用の制限の開始の期日	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	五 与用を制限する理由 緊急輸送
	おける被害の拡大を防止するため。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に	この限りでない。	敦也外こ直らこ用也を確呆することができなハと忍められる場合だたし、電村を地上に設けるやむを得ない事情かあげ、当該道路の	這日:1911年18月1日の1912年18月1日の東新又は移設によるものを除く。)	ストン・ことである。 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を	ノ田一八七六番一から同市大字福江字芽尻二○三五番二	域		一号		中国地方整備局長 林 正道	合印匕手や月二十七日から二週間一段の従覧こ共する。」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。	第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する	E Ži J	中国也方を精司女び司司山コ可川国道事务所〜年和七年プリニ十七日	子で打二一 二日 エンネクな	おける玻害の広大を坊止するため。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に	この限りでない。	敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合	電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の	認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)	新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を	一から同市大字室積村字高岩四五番一まで	域備考		八号	迫	中国地方整備局長 林 正道	日から二週間一般の縦覧に供する。	9 る。	(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する		中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所	令和七年六月二十七日 3 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		緊急輸送道路の与用を制限することにより、災害が発生した場合に一
14 A FILL 1.47 -	住所 神奈川県平塚市 林翔博 平成7年8月8日生	任所 東京都甲野区 姚泳嘉 平成7年3月29日生	ПБ-	型	任所 東京都台東区 施佑樺 平成5年9月26日生	K	住所 沖縄県浦添市	9年3月1日生	ピエトロ・ヒカル・オオタ・クレスターナ 平	~	千葉県市川市	>	年1月10日生	. UI	東京都豊島区	J	ファム・ヒュー・ズイ 平成4年7月30日生住所 東京都渋谷区		薛晴尹 昭和50年2月11日生	東京都港区	Н	住所 群馬県太田市	上	4	6 日主 住所 大阪府杪原市	2 ソフ・ファクランター・フラ 十成23十3万 8 日本	平 455年 2	后和39年(月10日生) 作品 - 再汽士事样区	ニキティン・グレブ・アレクサンドロヴィッチーのキョックをフェリテロキ			令和七年六月二十七日	れを許可する。	左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ	去務省告示配第四十九号	

住所 茨城県常総市 月11日生 ビン・ボン・ディアス・ベロング 平成5年9

祐

住所 神奈川県大和市 アシュリー・モンゾン 平成10年12月20日生

9 (七) (六)

凶 面 縦 覧 場 所 占用の制限の開始の期日

令和七年六月二十七日

中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

住所 東京都渋谷区 住所 大阪市北区 ニフィング・セオドア・ゲン 呉潤希 平成21年2月13日生 呉潤花 平成19年8月13日生 金美江 昭和47年4月22日生 呉沢哲 昭和45年12月25日生

住所 静岡県掛川市 アマンダ・チエミ・ナカガワ 平成14年8月12 昭和56年5月21

住所 埼玉県川口市 住所 茨城県土浦市 日生 ワリード・ファルーク・イブラヒム・アブドル ネオン・ラマ 令和3年3月12日生 アジーズ 昭和43年10月26日生 アシス・ラマ 平成6年5月24日生

住所 川崎市川崎区 ベリー・ワリード・ファルーク・イブラヒム・ リリー・ワリード・ファルーク・イブラヒム・ アマンダ・ヒサ・ヨシムラ 平成11年12月15日 アブドルアジーズ 平成21年10月8日生 アブドルアジーズ 平成19年10月11日生

住所 神戸市東灘区 住所 東京都目黒区 住所 神奈川県小田原市 ラットナヤカ・ムディヤンセラゲ・ウダーラ・ 劉寬為 平成12年1月31日生 アラムギル・ホサイン 平成6年4月10日生

住所 千葉県印西市 住所 大阪市阿倍野区 住所 東京都中野区 崔敬俊 平成5年1月11日生 玄炳仁 昭和37年1月5日生 ラクマル・ラットナヤカ 平成5年8月26日生

住所 東京都目黒区 塔林夫 昭和60年11月6日生 ロサンジェラ・ヒサミ・ハシナガ・ダルセ 白音那木爾 平成30年10月3日生 和47年10月2日生 品

莱茜雅楽 令和2年7月23日生

住所 東京都豊島区

崔花 昭和57年10月4日生

住所 東京都西東京市

金英 昭和51年6月20日生

住所 爱知県春日井市

髙幸雄 昭和25年12月9日生

表福南 昭和27年2月29日生

住所 神奈川県厚木市

髙昌土 昭和55年6月2日生

住所 東京都足立区

康美佳 平成3年12月11日生

住所 東京都板橋区

邰俊 昭和59年7月22日生

住所 東京都墨田区

康柾樹 昭和46年8月26日生

住所 京都府京丹後市

孫振宇 昭和53年10月28日生

住所 横浜市中区

邱玠融 平成14年10月23日生

住所 東京都世田谷区

古麗娜 昭和63年4月5日生

住所 福岡市東区

玄玉女 昭和21年5月1日生

住所 福岡県飯塚市

金正淑 昭和34年3月10日生

尹照仁 昭和58年11月26日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町

許裕子 昭和57年4月9日生

住所 愛知県刈谷市

楊樹安 昭和62年6月18日生

楊笑希 平成27年3月1日生

楊若希 令和元年7月15日生

住所 愛知県半田市

オハナ・サンディ・イソガイ・ドミンゴス 昭 和64年1月2日生

住所 愛知県豊橋市

ユキ・ガゾ・ウエキ 平成21年11月26日生

住所 名古屋市中川区

ラメシュ・シュレスタ 平成4年6月30日生 ライリン・シュレスタ 令和4年10月14日生 住所 名古屋市昭和区

梁涛 昭和59年12月6日生

謝維嬌 昭和57年3月2日生

梁嘉彦 平成29年8月17日生

梁美嘉 令和4年1月17日生

住所 名古屋市東区

バルクリスナ・ポウデル 平成7年6月4日生

住所 名古屋市中区

孫洪芳 昭和62年6月9日生

戴金安 合和2年11月24日生

住所 東京都江東区

張莉 昭和59年10月13日生

張翊辰 平成27年4月23日生

住所 東京都江戸川区

陳捷 平成元年5月22日生

住所 東京都板橋区

劉字 平成3年1月4日生

住所 東京都中央区

周歓歓 昭和63年12月30日生

薛慶寧 平成31年1月6日生

住所 東京都募飾区

毛智 昭和39年4月4日生

住所 東京都日黒区

パーネイス・アンドレア・モリスン 昭和56年 5月3日生

住所 東京都江東区

ヴィシャル・クチャル 平成3年1月4日生 住所 東京都葛飾区

左文武 昭和57年11月13日生 左木希 平成31年4月2日生

<4

事 更

工場財団

千葉県浦安市港54番地清水鋼鐵株式会社の工場 財団に北海道苫小牧市字勇払145番地13清水鋼鐵 株式会社苫小牧製鋼所の機械、器具等を追加する 登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、 仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に 権利を申し出て下さい。

令和7年6月27日 札幌法務局苫小牧支局

特別支給手続開始決定公告

令和7年6月27日

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別 支給手続の開始を決定したので公告する。

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 神戸地方検察庁 令和5年第1号
- 2 特別支給手続開始決定の年月日 令和7年6月27日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
- (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和4年2月中旬頃から令和4年7月18日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人平井武志らが、兵庫県内、京都府内及び岡山市所在の各量販店等で健康食品やサプリメ ント等を窃取し、オンラインフリーマーケットサービスを利用して、窃盗行為により得た財産を 売却処分して得た売上金を被告人管理の内妻名義の口座に振込入金させた行為。

- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
- (1) 犯行場所は、兵庫県内、京都府内、岡山市内など。
- (2) 犯行に使用された車両は、軽四乗用自動車(姫路581せ9971、ホンダ、ライフ、白色)。
- (3) 主な犯行態様

ドラッグストア等の量販店において、店舗備付けの買物かごに健康食品やサプリメントなどを 入れ、これらを持参のエコバッグに移し替えるなどの方法により商品を窃取したもの。

- 5 残余給付資金の額 金92万218円
- 6 特別支給申請期間 令和7年6月27日から令和7年7月31日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
- (1) 被告人の氏名 平井 武志
- (2) 裁判所名(一審)神戸地方裁判所姫路支部、(控訴審)大阪高等裁判所
- (3) 裁判年月日 (一審) 令和5年6月30日、(控訴審) 令和5年11月28日
- (4) 確定年月日 令和5年12月13日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名 (事実の要旨)

被告人は、令和4年5月10日から令和4年7月15日までの間、9回にわたり、兵庫県内、京 都府内及び岡山市所在の各量販店等で健康食品やサプリメント等合計99点(販売価格合計26万 1,310円) を窃取し、令和4年4月2日から令和4年7月19日までの間、オンラインフリーマー ケットサービスを利用し、窃盗行為により得た財産を売却処分して得た売上金合計469万4,800 円を被告人管理の内妻名義の口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

名) 窃盗、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の持参又は郵送による提出窓口)

〒650-0016 神戸市中央区橘通1丁目4番1号 神戸地方検察庁 被害者支援担当 電話番号 078-367-6081 (直通)

相続財産清算人の選仟及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

令和7年(家)第40450号

神奈川県横浜市神奈川区台町16番地1 ソレ イユ台町702号

申立人 小原 千佳

本籍神奈川県横浜市神奈川区大口仲町122番 地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区大口 仲町122番地、死亡の場所神奈川県横浜市鶴 見区、死亡年月日令和7年4月17日、出生の 場所朝鮮慶尚南道昌原郡亀山面、出生年月日 昭和2年9月8日、職業無職

被相続人 亡 高嶋 秋乃

事務所横浜市中区海岸通4丁目23番地マリン ビル5階

相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美 催告期間満了日 令和8年2月13日

構浜家庭裁判所

令和7年(家)第7324号

名古屋市昭和区八事富士見1611番地 サンハ イツ八事ふじみB棟801号

申立人 岡 三保子

本籍名古屋市昭和区八事富士見1611番地、最 後の住所名古屋市昭和区八事富士見1611番地 サンハイツ八事ふじみB棟801号、死亡の場 所愛知県名古屋市昭和区、死亡年月日令和6 年8月23日、出生の場所愛知県名古屋市昭和 区、出生年月日昭和31年1月30日、職業無職 被相続人 亡 牛田 良治

事務所名古屋市中区丸の内2丁目19番25号M S桜通7階 弁護士法人片岡法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大口 悠輔

催告期間満了日 令和8年2月9日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第77号

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

申立人 株式会社日本保証

本籍三重県津市木造町2484番地1、最後の住 所三重県津市柳山津興335番地5、死亡の場 所三重県津市、死亡年月日令和4年8月19日、 出生の場所三重県一志郡久居町、出生年月日 昭和32年7月28日、職業土木建築業 被相続人 亡 藤本 泉

三重県四日市市三栄町2-11 人見法律事務

相続財産清算人 弁護士 人見 公友 催告期間満了日 令和8年1月13日

津家庭裁判所

令和7年(家)第204号

三重県四日市市諏訪町2番2号

申立人 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 本籍山口県下関市豊北町大字神田上6981番地 第1、最後の住所三重県四日市市高花平3丁 目1番地58市営324、死亡の場所三重県四日 市市、死亡年月日令和6年11月17日、出生の 場所愛媛県西宇和郡伊方村、出生年月日昭和 27年8月22日、職業不詳

被相続人 亡 河田 啓一

事務所三重県四日市市諏訪栄町7番34号四日 市近鉄ビル7階

相続財産清算人 弁護士 石川 慎司 催告期間満了日 令和8年1月31日

津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第548号

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番 地ヤサカ鳥丸御所南ビル4号

申立人 谷 文彰

本籍京都市下京区室町通綾小路下る白楽天町 507番・508番合地、最後の住所京都市下京区 室町通綾小路下る白楽天町507番・508番合 地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令 和7年2月20日、出生の場所京都市上京区、 出生年月日昭和24年8月22日、職業無職 被相続人 亡 下川 至 事務所京都市中京区鳥丸御池東入アーバネッ

クス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 上里美登利 催告期間満了日 令和8年1月16日

京都家庭裁判所 令和7年(家)第80557号

大阪府寝屋川市松屋町16-11

申立人 吉田 浩実

本籍大阪府東大阪市菱屋東1丁目531番地、 最後の住所大阪府東大阪市上石切町1丁目11 番13-110号、死亡の場所大阪府大阪市鶴見 区、死亡年月日令和6年2月28日、出生の場 所大阪府寝屋川市、出生年月日昭和40年12月 12日、職業不詳

被相続人 亡 首藤 磨実

大阪市中央区難波3-7-12 GP・GAT Eビル7階

相続財産清算人 弁護士 塩路 陽香 催告期間満了日 令和8年2月12日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40092号

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 申立人 石狩市

本籍北海道札幌市手稲区前田10条17丁目5 番、最後の住所北海道石狩市花川南6条5丁 目187番地、死亡の場所北海道石狩市、死亡 年月日令和6年8月5日頃、出生の場所北海 道余市郡余市町、出生年月日昭和51年5月2 日、職業自営業

被相続人 亡 岡崎 勉

事務所北海道石狩市花川南1条4丁目250番 地 オカムラビル2階 石狩総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 佐藤 勉 催告期間満了日 令和8年2月3日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40169号

札幌市北区屯田7条5丁目6番1号 申立人 伊藤 静孝

本籍北海道札幌市手稲区稲穂1条2丁目331 番地67、最後の住所札幌市北区屯田7条5丁 目6番1号、死亡の場所北海道札幌市中央区、 死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所北 海道札幌市、出生年月日昭和4年1月15日、 職業無職

被相続人 亡 伊藤 榮子 事務所札幌市中央区大通西15丁目 ラスコム 15ビル4階 井上法律事務所 相続財産清算人 弁護士 井上 智輝 催告期間満了日 令和8年2月3日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40171号

北海道小樽市花園2丁目12番1号

申立人 小樽市

本籍北海道小樽市若松2丁目56番地、最後の 住所札幌市南区真駒内曙町1丁目1番31-111号、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡 年月日令和6年1月11日、出生の場所北海道 札幌郡藻岩村、出生年月日昭和9年11月15日、 職業不明

被相続人 亡 山﨑二太郎 札幌市中央区大通西15丁目ラスコム15ビル6 階弁護士法人向井・中島法律事務所 相続財産清算人 弁護士 栗田みち子 催告期間満了日 令和8年2月4日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第4016号

岩手県北上市本通り4丁目8番28号伊藤ビジ ネスハイツG1

申立人 石川 誠司

本籍岩手県北上市和賀町横川目30地割143番 地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所岩手 県北上市、死亡年月日令和6年9月16日、出 生の場所岩手県和賀郡横川目村、出生年月日 大正14年3月8日、職業無職

被相続人 亡 照井 教子

岩手県北上市本通り4丁目8番28号伊藤ビジ ネスハイツG1

相続財産清算人 司法書士 石川 誠司 催告期間満了日 令和8年1月23日

盛岡家庭裁判所花巻支部

令和7年(家)第20057号

埼玉県さいたま市桜区道場2丁目18番18号 申立人 吉岡由紀惠

埼玉県さいたま市岩槻区美幸町4番38号 寿 莊1-201

申立人 鈴木 直也

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字大谷183番 地、最後の住所栃木県鹿沼市千渡1963番地36 ケアガーデン鹿沼、死亡の場所群馬県前橋市、 死亡年月日令和5年11月13日、出生の場所埼 玉県大宮市、出生年月日昭和29年11月16日、 職業不明

被相続人 亡 野﨑新一郎

栃木県宇都宮市東宿郷4丁目1番20号 山口 ビル4階 弁護士法人宇都宮東法律事務所 相続財産清算人 弁護士 泉田 仁

催告期間満了日 令和8年2月10日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第20058号

群馬県高崎市井野町83番地6

申立人 司法書士 河端 豊

本籍群馬県渋川市中村884番地1、最後の住 所群馬県高崎市箕郷町松之沢333番地 はる な郷、死亡の場所群馬県北群馬郡吉岡町、死 亡年月日令和7年4月28日、出生の場所群馬 県渋川市、出生年月日昭和45年4月15日、職 業無職

被相続人 亡 大谷しのぶ

事務所群馬県高崎市井野町83番地6

相続財産清算人 司法書士 河端 催告期間満了日 令和8年1月12日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第82号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 申立人 株式会社セゾンファンデックス 代表者代表取締役 三浦 義昭 本籍兵庫県豊岡市戸牧123番地119、最後の住 所兵庫県豊岡市戸牧123番地の119、死亡の場 所兵庫県豊岡市、死亡年月日令和6年9月13 日、出生の場所兵庫県豊岡市、出生年月日昭 和32年10月13日、職業不明

被相続人 亡 辻本 健一

事務所兵庫県豊岡市寿町 2 -20寿センタービル207号 すがむら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菅村 朋子 催告期間満了日 令和8年1月30日

神戸家庭裁判所豊岡支部

令和7年(家)第30108号

岡山市北区春日町5番6号

申立人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所本籍岡山県岡山市中区中納言町23番地、最後の住所岡山県岡山市南区福浜西町5番2号福浜市営住宅2号棟 304号室、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和7年4月2日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和31年8月17日、職業無職

被相続人 亡 鷲見 圭子

事務所岡山県岡山市南区福成3丁目6番22号相続財産清算人 弁護士 西尾 史恵 催告期間満了日 令和8年1月16日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第2054号

徳島県徳島市南末広町5番8-8号 申立人 徳島県信用保証協会

本籍徳島県徳島市南昭和町6丁目37番地2、 最後の住所徳島県徳島市南昭和町6丁目37番 地の2、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月 日令和6年2月23日、出生の場所徳島県徳島 市、出生年月日昭和51年3月16日、職業不詳 被相続人 亡 武間 伸広

徳島県徳島市徳島町2丁目28番地1 相続財産清算人 司法書士 吉田 義則 催告期間満了日 令和8年1月31日

徳島家庭裁判所

令和7年(家)第350号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国 本籍宮崎県小林市堤2471番地、最後の住所宮崎県小林市堤3724番地3、死亡の場所宮崎県小林市、死亡年月日令和5年12月10日、出生の場所宮崎県小林市、出生年月日昭和37年9月25日、職業自動車部品卸売業被相続人亡前村俊一郎

宮崎県小林市細野474番地1 2階

相続財産清算人 弁護士 坂巻 道生 催告期間満了日 令和8年1月23日

宫崎家庭裁判所都城支部

令和7年(家)第411号

青森県八戸市大字八日町18番地

申立人 青い森信用金庫

本籍青森県弘前市大字松原東5丁目5番地11、最後の住所青森県弘前市大字松原東5丁目5番地11、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日令和5年6月2日、出生の場所青森県中津軽郡豊田村、出生年月日昭和17年12月4日、職業不明

被相続人 亡 木村 良造

事務所青森県弘前市大字鍛冶町19番地 笹法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 笹 晃説 催告期間満了日 令和8年1月11日

青森家庭裁判所弘前支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第224号

静岡県駿東郡清水町柿田126番地の3 申立人 吉田 敬造

本籍岩手県紫波郡紫波町赤沢字下岡田49番地 1、最後の住所岩手県紫波郡紫波町赤沢字下 岡田49番地1

不在者 吉田 時子

大正15年10月12日生

届出期間満了日 令和7年10月6日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第8号

東京都新宿区新宿 1 —31—7—新宿御苑104 号

申立人 江原 茂

東京都杉並区阿佐谷北2-7-18-305号阿 佐谷ローヤルコーポ

申立人 江原 和子

本籍埼玉県加須市油井ケ島446番地1、最後 の住所埼玉県北埼玉郡水深村大字油井ヶ島 446番地の1

不在者 石井 一

昭和23年4月25日生

届出期間満了日 令和7年10月6日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和6年(家)第8414号

神奈川県川崎市麻生区高石1丁目26番17号 申立人 武田 明子

本籍東京都葛飾区東立石4丁目156番地、最 後の住所東京都足立区青井3丁目10番1号

不在者 山田 宏

昭和6年9月9日生

届出期間満了日 令和7年10月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第3968号

東京都港区新橋2丁目20番15号 新橋駅前ビル1号館5階 藤光・鈴木法律事務所 申立人 鈴木 一夫

本籍東京都北区上中里2丁目27番、最後の住所東京都大田区大森西5丁目26番4号 みのわ荘

不在者 岩本 吉生 昭和60年11月5日生

届出期間満了日 令和7年10月17日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第6号

沖縄県浦添市大平2丁目10番6号

申立人 立津 義紀

本籍沖縄県宮古島市伊良部字長浜102番地3、 最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字長浜102 番地3

不在者 立津マツ子

昭和22年5月4日生

届出期間満了日 令和7年10月3日

那覇家庭裁判所平良支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第1号

福岡県大川市大字鐘ヶ江63番の1号 申立人 有限会社クリーン分析

代表者代表取締役 古賀 慶蔵

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日 令和7年6月5日 東京簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1 通

手形番号 HV06154

金額 200,000円

支払期日 令和7年3月1日

支払地 東京都中央区

支払場所 株式会社商工組合中央金庫本店営業 部

振出日 令和6年11月20日

振出地 千葉県野田市

振出人 株式会社UPGホールディングス 代 表取締役社長 兒玉 利行

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第2号

東京都港区南青山3丁目4-8-302

申立人 株式会社KS AG

代表者代表取締役 境 洋一郎

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日

東京簡易裁判所

令和7年6月5日 (別紙) 目 録

約束手形 1通

利米于ル 1 迪

手形番号 R J 79349

金額 1,174,965円

支払期日 令和7年1月15日

支払地 東京都台東区

支払場所 株式会社りそな銀行浅草支店

振出日 令和6年11月15日

振出地 東京都台東区

振出人 緑川化成工業株式会社 代表取締役 緑川 忠男

受取人 ディーシーインターナショナル株式会 社

裏書人 ディーシーインターナショナル株式会 社 代表取締役 緑川 忠男

被裏書人 株式会社KSAG

最終所持人 申立人

m

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第71号

山口県宇部市今村北1丁目15番9-3号 債務者 有限会社宇佐興業

代表者代表取締役 坂本 裕志

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 華山 仁成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月29日午前10時30分

山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第575号

名古屋市天白区植田南2丁目1108番地 債務者 有限会社アクティブ 代表者代表取締役 羽生 武夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 裕美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1011号

札幌市西区発寒4条7丁目5番18号 債務者 株式会社小野寺商店 代表者代表取締役 小野寺 潤

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 望
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後2時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第517号

広島市西区商工センター2丁目12番13号 債務者 株式会社コム

代表者代表取締役 中塚 庸介

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武井 直宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後1時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第59号

山形県米沢市大字花沢883番地11 債務者 有限会社ヴェルデ

代表者代表取締役 鈴木 典子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前11時

山形地方裁判所米沢支部

| 令和7年(フ) 第438号

横浜市戸塚区下倉田町615番地78 債務者 合同会社エー・ケー 代表者代表社員 赤松 廣隆

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 泰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第357号

埼玉県春日部市増富729番地1 債務者 豊春解体有限会社 代表者取締役 宮原 龍郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 真名
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月26日午後3時20分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1155号

名古屋市西区名駅 3 丁目 8 番28号 債務者 株式会社銀扇 代表者代表取締役 服部 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉坂 華
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午後2時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第20号

(被相続人桑山吉久の最後の住所)愛媛県宇 和島市津島町北灘丁913番地 4

債務者 被相続人亡桑山吉久相続財産 相続財産管理人 岡本 林

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 射場 和子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午後1時30分

松山地方裁判所字和島支部

令和6年(フ)第167号

茨城県常陸太田市馬場町82番地の5 債務者 有限会社常陸ドライブ 代表者代表取締役 浅野 哲夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 人見 光一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前10時

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第2595号

大阪府門真市殿島町8番1-504号 債務者 日清商事株式会社 代表者代表取締役 下市 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 功武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第140号

東京都港区芝浦1丁目13番10号 債務者 株式会社Kotohogi 代表者代表取締役 小倉 祥

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第848号

住居所不明、最後の住所埼玉県川越市大字笠 幡2090番地14

債務者 佐藤 貴拡

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 直也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午後1時20分

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第3470号

大阪市阿倍野区松虫通 3 丁目 2 番32号 債務者 正圓寺 代表者代表役員代務者 池脇麻甲央

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 成田由岐子

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第957号

大阪市浪速区日本橋5丁目5番18号 債務者 株式会社森村 特別代理人 弁護士岡山照代

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田あやこ 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第231号

宮崎市橘通東4丁目1番4号 債務者 JSアドバンス株式会社 代表者代表取締役 大橋 崇

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長友 慶徳

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第68号

宮崎県都城市都北町1569番地1 債務者 株式会社住宅相談室 代表者代表取締役 溝口 明朗

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美

宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ) 第1253号 名古屋市西区笠取町4丁目108番地 シャ トーレ笠取201号

債務者 古市 直久

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北條 愛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後2 時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第22号

愛媛県今治市南鳥生町3丁目2番22号、前住所愛媛県今治市北高下町3丁目4番66号、前々住所愛媛県今治市八町東4丁目4番37号ユミハイツ2 202号

債務者 長尾 健剛

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木達耶
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第128号

青森市富田5丁目34番14号

債務者 上原 伸貴

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三上 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後3 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第79号

青森県八戸市大字田面木字上田面木22番地3 債務者 向井 翔

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須永 道夫
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時45分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第190号

神奈川県厚木市下川入308番地1 DUPL EX MIYAGI 102 債務者 結城 明良

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 暁子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後3 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第270号

神奈川県秦野市水神町8番40号 債務者 榎本奈緒美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 圭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第966号

名古屋市守山区小六町 9 番15号 債務者 山田 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森澤 史郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第34号

三重県志摩市大王町波切3717番地1 債務者 山崎左官店こと 山崎 勇

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野田久美子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第19号

岩手県二戸市金田一字沖39番地6 相ノ山住 宅

債務者 葛川 芳美

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作山 直輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 9日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第21号

岩手県二戸市下斗米字盆野2番地 債務者 荒川 勝治

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作山 直輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 9日午前11時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第22号

岩手県久慈市山形町戸呂町第9地割14番地2 債務者 久保 泰一

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 9日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第23号

岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第25地割72番 地

債務者 山下 トシ

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齊藤 拓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 9日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第26号

岩手県二戸市堀野字小清水41番地8 債務者 玉川 里仁

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 9日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第161号

群馬県伊勢崎市田中島町1448番地1 ハイツ 貴201

債務者 新井 萌里

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉木 晴香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第109号

茨城県常総市水海道高野町725番地9 債務者 松枝 義明

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 28日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第829号

東京都東村山市廻田町4丁目23番地79ポワン ティエ101

債務者 大橋 汐美

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 髙野太一朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 19日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第277号

静岡市駿河区下島615番地の154

- 債務者 大村 淳也
- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古畑 恵子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- □ | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 3日午前11時
 - 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第755号

東京都東村山市野口町2丁目30番地8小島ビ ル205

債務者 矢野 悦子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大藏 久宣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 9 日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第374号

川崎市中原区木月1丁目8番35号 グリーネ スハイム 2-E

債務者 松永 智哉

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- □ 3 破産管財人 弁護士 松野さやか
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで

- 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 10日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第921号

東京都町田市玉川学園7丁目15番44号マン ション五十嵐105

債務者 和智 下樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 10日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第993号

東京都八王子市北野町77番地2小俣コーポ 201号

債務者 加藤 光伸

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎紗矢佳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 10日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第766号

横浜市南区蒔田町字谷戸田上998番地 債務者 垣内 信利

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田鍋 智之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 11日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第287号

相模原市南区上鶴間本町2丁目38番16号 サ ンヴレッジM102

債務者 九嶋 幸夫

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護十 長南 悠
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 10日午後1時45分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第110号

静岡県富士市横割6-5-25グリーンハイツ 303、住民票上の住所静岡県富士市中野976番 地の13

債務者 永冨 大介

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉山 隼
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 11日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第180号

静岡県浜松市中央区高丘北1丁目48番18号 ダイヤモンド寿泉 206号室

債務者 鈴木 章

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗田芙友香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 10日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第970号

東京都町田市木曽西1丁目15番18号グリーン K・町田Ⅱ202

債務者 遠藤加代子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 喜夛 希美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 12日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第324号

静岡市葵区千代田5丁目6番51-1号 エス タシアA棟201号、旧住所静岡市駿河区青木 262番地の1

債務者 梅原 信行

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 秀世
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 16日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第325号

静岡市葵区千代田5丁目6番51-1号 エス タシアA棟201号、旧住所静岡市駿河区青木 262番地の1

債務者 梅原百合子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 秀世
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 16日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第235号

相模原市中央区田名5592番地1 ベア・フ ルートハイツ201

債務者 加藤 智久

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末広多親子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第147号

静岡県湖西市鷲津2522番地の7 レイクパレ ス中村 B - 301

債務者 今川 禎英

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野形 昌三
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 17日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第992号

東京都狛江市和泉本町2丁目11番4号 債務者 松岡 英治

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後2時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第617号

神奈川県高座郡寒川町岡田2462番地1 債務者 西方 晴一

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 智哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 25日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第165号

静岡県磐田市岩井1907番地1959 マンション カトレア I -406号室

債務者 新澤 稜

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 24日午後 1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第363号

栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保822番地1 **債務者** 三島 豊

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蓬田 勝美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 3 日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第62号

福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴151番地 の4 ミューズプラザ103、従前の住所福島 県いわき市平山崎字馬場14番地 ビレッジハ ウス山崎 2 - 206

債務者 木村 猛

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 眞史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第218号

新潟市西蒲区曽根1286番地1 債務者 中野 友美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石山 正彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第243号

新潟市西区寺尾上1丁目6番22号 ローレル 寺屋B-1

債務者 米沢 桂子

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石山 正彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月19日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第31号

新潟県新発田市新富町3丁目4番6号、住民 票上の住所新潟県阿賀野市金田町17番12号 債務者 菊池 道行

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 正一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第33号

香川県坂出市御供所町1丁目6番3号 債務者 山中 秀基

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 節代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第295号

仙台市青葉区昭和町3番15-712号 債務者 千葉 英雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田野﨑太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月12日午前10時5分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第514号

宮城県名取市ゆりが丘4丁目23番地の18 債務者 斉藤 道子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石杜 恵理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月26日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第617号

仙台市泉区北中山4丁目31番地の11、従前の 住所仙台市青葉区川平3丁目15番10号 債務者 滑沢 伸吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金成 有祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月19日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第53号

宮城県遠田郡美里町字峯山38番地5 欅 I 202、従前の住所仙台市泉区南光台南2丁目 18番6号 プレミール南光台102 債務者 菅原 朋哉 (旧姓千葉)

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東田 正平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第48号

宮城県石巻市南中里3丁目15番19-10号 サ ンライフ・ミナミC号、前住所宮城県石巻市 水押1丁目5番8号

債務者 日野 孝博

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真儀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第72号

福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂121番 地の31

債務者 吉田 篤史

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 学人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第99号

山梨県山梨市大野1172番地3大野住宅 債務者 興水 仁美

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤巻 俊一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第4号

大阪府岸和田市中井町 3 丁目21番26—202号 債務者 友森 未悠

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第273号

大阪府泉南市男里6丁目11番29号 債務者 猪木原塗装こと 猪木原 孝

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第75号

神戸市西区竜が岡2丁目25番地の1 オリーブ3-203号

債務者 大滝 浩昭

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安東 直哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第57号

岡山市中区山崎352番地2 サンシャイン山 崎E205

債務者 本城 京(旧姓左達)

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉井康太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第69号

岡山県倉敷市児島上の町1776—1、住民票上の住所岡山県玉野市西田井地2217番地2 債務者 田中 章

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原由季子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第442号

広島市中区舟入幸町12番9号 債務者 竹田 真之

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 風呂橋 誠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第462号

広島市東区東山町5番1-8号 債務者 玉木 大地

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 友美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第46号

愛媛県新居浜市萩生2478番地の13 債務者 赤鹿ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 浩晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 松山地方裁判所西条支部

令和7年(フ)第65号

高知県南国市久礼田1089番地1 エスペラン サ甲原302

債務者 岩﨑 正太

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊野部 啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第23号

鹿児島県南九州市知覧町郡5183番地4、従前 の住所鹿児島県南さつま市加世田村原1丁目 11番地2

債務者 小緑 一輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大毛 裕貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月25日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第127号

沖縄県浦添市宮城2丁目2番1-202号 グリーンガーデン

債務者 仲順恵里子

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第128号

沖縄県浦添市大平1丁目24番1-112号 シーアイマンション

債務者 仲順 利治

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第803号

千葉県市原市八幡481番地 1 サンシャイン 八幡201

債務者 岩瀬 浩三

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石塚 英一
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第862号

千葉市美浜区幸町2丁目16番13棟205号 債務者 神子 康之

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 綾子
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ) 第659号

仙台市宮城野区銀杏町7番20-301号 債務者 小原 節子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大樹
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1183号

愛知県半田市横川町3丁目205番地の4 債務者 新美 豊彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 秀繁
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第24号

和歌山県田辺市新庄町3042番地の44 2 - 3 - 38

債務者 鶏みそ網焼きとりやすこと 細井 利

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第108号

山形市飯田西3丁目1番14-406号 市営飯 田アパートC

債務者 石山祥治郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第266号

愛知県安城市緑町2丁目4番地1 コーポ東海107

債務者 髙橋 聖文

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第299号

愛知県豊田市今町7丁目41番地1 ドラーゴ Ⅱ 103号

倩務者 渡邊 降文

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第925号

愛知県東海市加木屋町1丁目51番地 ミリアーゼ101

債務者 黒田 進

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第947号

名古屋市熱田区大宝4丁目9番9号 Vit a六番町305号、従前の住所名古屋市熱田区 四番1丁目1番17号 マリンビュー303号 債務者 山中 浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第992号

名古屋市中川区上高畑2丁目180番地 市営 たかはた荘3棟805号

債務者 木戸 瑞葵

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1054号

名古屋市名東区社台3丁目263番地の1 C ASA NOAH名東407号

債務者 坂下 照美

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1133号

名古屋市北区金城町4丁目45番地の2 ネオ グランバンブー2A号

債務者 砂川 樹里

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1144号

名古屋市守山区瀬古東1丁目1411番地 フォレストヒルズ102号

債務者 三村 匡慶

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1168号

名古屋市中区千代田 2 丁目25番 6 号 Y S 上 前津806号

債務者 井上 曜輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1201号

名古屋市南区戸部町1丁目50番地の9 債務者 加藤由佳里

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1203号

名古屋市中区平和2丁目2番8号 三井東別院ハイツ505号

債務者 千崎 鶴光

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1220号

愛知県清須市阿原星の宮80番地 メモワール V103

債務者 柿田 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1222号

名古屋市西区栄生1丁目24番24号 市営大道 荘1棟408号

債務者 矢田 眞広

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第156号

福岡県久留米市南2丁目3番 花園住宅3棟19号

債務者 生田 浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

令和6年(フ)第340号

千葉市若葉区加曽利町684番地3 ナンバーフィールドB201号、開始決定時の住所千葉市若葉区小倉台2丁目1021番地26

破産者 青木 静雄

- 1 決定年月日 令和7年6月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1769号

千葉県市原市玉前1298番地の18 破産者 吉田 明美

- 1 決定年月日 令和7年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

9

令和6年(フ)第355号

千葉県船橋市宮本6丁目22番9号 破産者 鳥飼 昌子

- 1 決定年月日 令和7年6月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第3555号

東京都稲城市若葉台 1 - 16-12、商業登記簿 上の本店所在地東京都調布市多摩川 5 丁目 7 番地 4

破産者 株式会社Hit

- 1 決定年月日 令和7年6月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第41号

福島県白河市みさか1丁目24番地14 破産者 株式会社ウイング

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年(フ)第4号

千葉県浦安市今川1丁目10番18号 リバーサイドナウ (103)

破産者 佐々木綾子

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

一年地力裁判別民事界を配収 令和6年(フ)第3849号

東京都品川区北品川1丁目20-4-502、開始決定時の住所東京都品川区北品川4丁目3-8

破産者 江連 昌一

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第504号

横浜市金沢区鳥浜町13番地11 破産者 株式会社天満製作所

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1808号

横浜市中区石川町5丁目184番地2 破産者 株式会社ネオ企画

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

| 令和5年(フ)第17号

富山市水落60番地の1

破産者 オレットドア販売株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

富山地方裁判所民事部

令和5年(フ)第314号

静岡県浜松市中央区和合町886番地の1 グループホーム和合の家、前住所静岡県浜松市中区富塚町2132番地の24

破産者 被相続人亡宝石のなかむらこと中村芳 雄相続財産

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和5年(フ)第1283号

京都市右京区宇多野長尾町8番地13破産者 武村建設株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第127号

茨城県水戸市上水戸1丁目3番8号 破産者 市原 祥一

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第242号

茨城県水戸市常磐町2丁目6番13号 破産者 髙野 一美

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第2602号

愛知県春日井市天神町 1 番地 2 ライオンズ ガーデン勝川401号室

破産者 山田 直輝

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第727号

京都府長岡京市長岡2丁目25番34号 メイビ I 202、前住所京都府長岡京市西の京7番 地の5

破産者 福井 悦子

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第453号

岡山市北区中仙道1丁目4番18号 グレース マンションエルフ205号室、旧住所愛知県小 牧市堀の内4丁目12番地8

破産者 橋本 侑季

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第108号

富山県射水市庄川本町11番11号

破産者 金森 和宏

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第164号

静岡県袋井市宇刈154番地の8 シティハイ ツ岩田206号室、前住所静岡県浜松市中央区 舞阪町浜田491番地

破産者 MORIエンジニアリングこと森稜心 こと 森 勝呂

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第468号

京都市上京区中立売通千本東入丹波屋町351 番地1 せんぽん有彩館 702号室、前住所 京都市上京区新町通寺之内下る安楽小路町 426番地2

破産者 細田 光範

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第193号

徳島県徳島市南島田町2丁目94番地の1 ハ ピネス21 502

破産者 山下 恵美

- 1 決定年月日 令和7年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和6年(フ)第324号

北海道石狩市花川南10条3丁目20番地 グラン カナリアⅡ102号、開始決定時の住所石川県野々市市徳用3丁目94番地

破産者 米田 武司

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月19日午後4時5
- 2 一般調査期日 令和7年9月19日午後4時 5 分

令和7年6月19日 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第160号

香川県高松市香川町川東下1585番地13 破産者 日本オーダーアルミ株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月29日午前11時 令和7年6月19日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第48号

京都市右京区宇多野長尾町8番地13破産者 株式会社武弘産業

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前11時15 分

令和7年6月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ) 第782号

京都市右京区宇多野長尾町 8 番地13 破産者 武村 直弘

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前11時15 分

令和7年6月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第287号

高知県土佐市高岡町甲573番地6ゴールデン・リリィA101号、住民票上の住所高知県土佐市塚地212番地

破産者 澤村 知秀

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月24日午前10時 令和7年6月19日 高知地方裁判所破産係

令和5年(フ)第500号

岡山市北区富原1158番地、旧住所岡山市北区 奉還町4丁目3番17号 セゾンHoukan 209号室

破産者 折重 裕司

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月17日午前10時50 分

令和7年6月18日

岡山地方裁判所第3民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第97号

宮崎市新別府町江田原93番地9

破産者 鈴木 聖子

異議申述期間 令和7年7月31日まで

令和7年6月19日 宮崎地方裁判所破産係

| 令和7年(フ)第106号

宮崎市大字芳士1077番地 1 県営住宅101棟 14号

破産者 越村 一真

異議申述期間 令和7年7月31日まで

令和7年6月19日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第431号

千葉市中央区祐光1丁目4番18号 グリーン ハイツ105号

破産者 森 千宏

異議申述期間 令和7年8月6日まで

令和7年6月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第19号

千葉県八街市八街は16番地175

再生債務者 大嶋 啓三

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令 和7年8月4日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第21号

千葉県佐倉市上志津1641番地37 エステート 九番館201

再生債務者 日下 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令 和7年8月4日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

会和7年(再イ)第39号

兵庫県尼崎市長洲中通2丁目5番1-305号 再生債務者 竹本 夏樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令 和7年7月29日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第250号

札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内 駐屯地18 i

再生債務者 大角 爽涼

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年7月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第30号

札幌市西区発寒 6 条13丁目 1 番50—204号 再生債務者 计 章吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年7月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第92号

札幌市中央区南6条西12丁目763番地17 パーチェ南6条301号

再生債務者 伊藤 大将

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年7月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第8号

埼玉県春日部市赤沼734番地5

再生債務者 福治亜寿美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月4日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第59号

千葉市花見川区三角町275番地2 ケーティーマンション101号

再生債務者 操 健一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第44号

千葉県成田市飯田町177番地3

再生債務者 萩原 貴史

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

S

令和7年(再イ)第28号

千葉県成田市橋賀台3丁目5番地(11棟503

再生債務者 下村真理子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第9号

愛知県岩倉市神野町平久田405番地2 再生債務者 岩井川雄太

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令 和7年7月23日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第31号

愛知県犬山市大字五郎丸字柿崎31番地21 再生債務者 森 大地

- □□ 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令 和7年7月23日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第18号

兵庫県尼崎市東園田町1丁目93番地の4 再生債務者 松元 学

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 四 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令 和7年7月30日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第8号

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松107番

再生債務者 玉井 義徳

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時
- よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月31日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第31号

愛媛県松山市平井町3621番地3 竹乃井第2 ビル203号

再生債務者 越智 保行

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月24日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第17号

長崎県長崎市つつじが丘4丁目5番26号 再生債務者 長谷川一貴

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月14日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第55号

岡山市東区瀬戸町瀬戸44番地10 メゾン・ ド・チドリ102号室(旧住所)岡山市北区御 津金川266番地6

再生債務者 安田 大起

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月4日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第218号

東京都江戸川区一之江 7-81-2-205 再生債務者 山内 美栄

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第225号

東京都新宿区市谷長延寺町8番地 都営長延 寺アパート3-401号

再生債務者 小野寺隆志

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第229号

東京都世田谷区弦巻2-5-13 再生債務者 立石 郁

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第261号

東京都世田谷区玉川台2-9-8 グラン デュオ用賀5 302

再生債務者 森本 広美

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第14号

長野県塩尻市大字宗賀5290番地9

再生債務者 松原 厚臣

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月5日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第16号

長野県松本市蟻ケ崎3丁目7番5-1号 再生債務者 熊藤 公博

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月5日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第24号

茨城県稲敷郡阿見町よしわら1丁目3番地 ブルーベリー201号室

再生債務者 佐々木 駿

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月20日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第19号

茨城県古河市東山田5310番地389

再生債務者 吉田 龍雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月20日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第12号

群馬県高崎市上小鳥町483番地7

再生債務者 本間 史人

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月13日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第134号

大阪府四條畷市中野本町38番1-501号 再生債務者 田中 祥子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第223号

大阪府豊中市新千里北町 3 丁目 4 番 4 一910 号

再生債務者 北郷 一豊

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第233号

大阪府高槻市大手町4番21—104号 再生債務者 錦織 行弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第21号

徳島県徳島市川内町加賀須野608番地の1 再生債務者 上原 綾斗

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月6日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第3号

鹿児島県出水市知識町367番地1 再生債務者 竹下 昌吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月6日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和7年(再イ)第26号

茨城県つくば市研究学園 3 丁目17番地19 再生債務者 小島 博史

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月21日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第50号

東京都小平市小川西町4丁目18番1-301号 再生債務者 大場 満

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月21日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第36号

新潟市南区平成町5番地 再生債務者 矢部 信行

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月21日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第14号

静岡県富士宮市大岩1955番地 コーポサノ 2-109

再生債務者 植田 文茂

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月4日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第2号

茨城県神栖市息栖2885番地182 再生債務者 高橋 潤次

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで

令和7年6月18日 水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(再イ)第9号

千葉県佐倉市井野1410番地1 リブレス佐倉 206

再生債務者 出口 智久

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月13日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(再イ)第424号

東京都江戸川区船堀3-16-7-705 再生債務者 佐々木 学

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第504号

東京都中野区大和町3-40-3-205 再生債務者 設樂 飛鳥(旧姓渡辺)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第26号

東京都大田区田園調布本町 6 -15-103 再生債務者 中條 雅文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで

令和7年6月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第34号

東京都世田谷区駒沢 3 - 2 - 21 - 102 再生債務者 大東れい子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで

令和7年6月18日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第4号

千葉県成田市西三里塚 1 番地1620 再生債務者 松田 洋

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで

令和7年6月17日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第5号

千葉県四街道市大日1005番地10 再生債務者 泉田 公人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで

令和7年6月17日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第6号

千葉県四街道市大日1005番地10 再生債務者 泉田 恵実

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで

令和7年6月17日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第4号

大分県臼杵市大字諏訪651番地の42 再生債務者 二宮 涼

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで

令和7年6月17日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

Ø

令和6年(再イ)第49号

茨城県水戸市平須町3番地の36 カーサクレ マツC棟102号

再生債務者 萩野谷一幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで

令和7年6月18日

水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第9号

富山市大宮町547番地

再生債務者 樋口 昌美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで

令和7年6月18日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第4号

三重県伊勢市二見町溝口207番地43 再生債務者 池田 健治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで

令和7年6月18日

津地方裁判所伊勢支部再生係

令和7年(再イ)第11号

富山市堀川町674番地1 サニー・ヴィレッ ジ101号

再生債務者 吉田 公二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで

令和7年6月19日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第5号

富山県高岡市野村1146番地10

再生債務者 萩尾 桃子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで

令和7年6月19日 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第24号

愛知県刈谷市小垣江町亥新田9番地26 再生債務者 波多野 亮

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 | 令和7年(再イ)第7号 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで

令和7年6月19日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第2号

大分県国東市国東町安国寺681番地7 再生債務者 小笠原 崇

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで

令和7年6月19日

大分地方裁判所杵築支部再生係

令和7年(再イ)第23号

北海道江別市元町3番地の10

- 再生債務者 谷内 晃央
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで

令和7年6月18日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第48号

札幌市西区西野3条5丁目2番1-202号 再生債務者 奥村 勤

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで

令和7年6月18日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第48号

群馬県藤岡市保美692番地 再生債務者 柴崎 祐一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで

令和7年6月18日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第24号

埼玉県所沢市大字山口1741番地の6 再生債務者 能登 優太

- 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで

令和7年6月18日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第523号

大阪府東大阪市池之端町11番10号 再生債務者 石川 圭悟

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで

令和7年6月18日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第27号

埼玉県狭山市狭山台2丁目9番地の9 再生債務者 中野 啓祐

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで

令和7年6月19日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第155号

兵庫県三田市武庫が丘7丁目6番地 3棟 708号(従前の住所)大阪市西区境川2丁目 1番20-301号

再生債務者 大西 駿

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで

令和7年6月18日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第9号

山口県下関市南部町10番7号

- 再生債務者 林 健司
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで

令和7年6月18日

山口地方裁判所下関支部再生係

秋田市河辺和田字式田163番地3 再生債務者 石戸 充徳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで

令和7年6月19日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第7号

岡山県倉敷市広江1丁目8番42-2号 ラ ヴィベールアイⅡ203

再生債務者 藤本未来人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで

令和7年6月19日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第4号

広島県三原市下北方1丁目6番24号 再生債務者 植﨑 勝也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月15日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで

令和7年6月17日 広島地方裁判所尾道支部

令和6年(再イ)第33号

香川県高松市観光町650番地15 タウンコー ト花園205

再生債務者 内藤 景太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで

令和7年6月19日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手 続廃止

令和6年(再イ)第439号

再生債務者 吉田英一郎 東京都練馬区西大泉2-16-27

- 主文 本件再生手続を廃止する
- 237条1項に定める事由がある 理由の要旨本件再生手続には、民事再生法

令和7年6月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再口)第2号 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

茨城県鹿嶋市大字和2307番地4 再生債務者 江原 弘樹

- 28日付け再生計画案 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月
- 令和7年6月18日 水戸地方裁判所麻生支部 再生法241条2項各号に定める事由 書面で意見を述べることができる事項 2の書面の提出期間 令和7年7月2日まで 民事

令和7年 (再口) 第1号

再生債務者 中田 泰人 三重県度会郡玉城町佐田341番地19

官

- 3日付け再生計画案 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 民事
- ಬ 再生法241条2項各号に定める事由 2の書面の提出期間 令和7年7月10日まで 書面で意見を述べることができる事項
- 令和7年6月19日

令和6年(再口)第13号 津地方裁判所伊勢支部再生係

ス9-101号 札幌市白石区平和通9丁目南3番22号 ゾレ

再生債務者 海沼 紀宣

- 28日付け再生計画案 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5
- 再生法241条2項各号に定める事由 書面で意見を述べることができる事項 民事
- 令和7年6月18日 2の書面の提出期間 令和7年7月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再口)第10号

埼玉県川越市大字下松原654番地83 再生債務者 牛島 康広

- 6 日付け再生計画案 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月
- 再生法241条2項各号に定める事由 書面で意見を述べることができる事項 2の書面の提出期間 令和7年7月16日まで 民事
- 令和7年6月18日 さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第1号

再生債務者 葛西 輝欣 茨城県神栖市知手中央5丁目3番20-8号

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 定める不認可の決定をすべき事由はない。 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 令和7年6月18日 水戸地方裁判所麻生支部 理由の要旨 令和7年6月11日までの意見聴

会社その他の公告

合併公告

た。 承継して存続し乙は解散することにいたしまし 左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を

| 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

甲 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月二十六日 掲載頁 三頁

令和七年六月二十七日 掲載の日付 令和七年六月二十六日 掲載頁 三頁

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号 (甲) ウィーメックス株式会社 代表取締役 高橋 秀明

東京都品川区上大崎二丁目一三番三〇号 (乙) ウィーメックスヘルスケアシステ ムズ株式会社

代表取締役

小原

順二

たしました。 部を承継して存続し乙及び丙は解散することにい 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 日刊工業新聞

掲載頁 九頁

掲載頁 五十二頁 (号外第六十五号)

令和七年六月二十七日 計算書類の公告義務はありません。

丙

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号 (乙) 株式会社マーリン

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年十二月二十三日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 日刊工業新聞

令和七年六月二十七日 東京都千代田区大手町一丁目一番一号 Holdings株式会社

(乙) 株式会社アクトワンヤマイチ

掲載の日付 令和七年三月二十六日

 \mathbb{Z}

掲載の日付 令和七年三月二十六日

(甲) 株式会社ザ・キッド 代表取締役 平山 茂則

(丙) 有限会社エリック商事 代表取締役 平山 茂則 代表取締役 平山 茂則

三頁

掲載の日付 令和六年十二月二十三日 掲載頁 三頁

代表取締役 山田 耕次

大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号 代表取締役 山田 耕次

株式三百六十株を含む)を承継して存続し乙は解 散することにいたしましたので公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部 审

(甲) 掲載紙 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 日刊工業新聞

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載頁 二頁 掲載の日付 令和七年六月二十七日

(乙)確定した最終事業年度はありません。 東京都千代田区神田駿河台二丁目三番一一号 令和七年六月二十七日 (甲) 株式会社ONE WEDGE 代表取締役 橋田 博明

東京都葛飾区細田一丁目四番七号 (乙) 株式会社〇W

代表取締役 橋田 博明

継して存続し、乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年六月二十七日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

号室 (乙)合同会社常陸企画東京都台東区上野六丁目一番六号一〇〇五 (甲) 合同会社大和企画 代表社員 桝永 浩一

代表社員 桝永

合併公告

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 た。この合併に対し異議のある債権者は、本公告 承継して存続し乙は解散することにいたしまし 左記会社は、合併し、甲は乙の権利義務全部を 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲・시) https://trn-g.com 令和七年六月二十七日

東京都港区海岸一丁目二番三号

東京都港区海岸一丁目二番三号 代表取締役会長兼社長 青木 (甲) 店舗流通ネット株式会社

(Z) TRN Capital egement株式会社 M a n 達也

代表取締役社長 青木

官

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (N) https://mentorme.co.jp (甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 東京都千代田区二番町三番地 東京都千代田区六番町一番七号 (甲)株式会社Aoba-BBT MentorMe株式会社 代表取締役 宮本 圭介 代表取締役 柴田

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 新橋ビル三階 東京都港区西新橋二丁目一九番四号喜助西 東京都港区北青山二丁目七番二八号 和七年六月二十七日 (甲) 表参道税理士法人 社員 愛知貴加年

(乙) フェニックス国際税理士法人

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

| 掲載 | 官報 | お載の日付 掲載 官報 掲載頁 六十一頁 (号外第一一二号)掲載の日付 令和七年五月二十二日 六十五頁 (号外第一一二号)日付 令和七年五月二十二日

 \mathbb{Z}

東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四令和七年六月二十七日

25

代表取締役

代表取締役 山崎(乙)株式会社ヤマザ

巌 \mathbb{Z} 甲 令和七年六月二十七日 掲載紙 官報

掲載頁 七十三頁 掲載の日付 令和七年五月二十七日 (号外第一一六号)

福岡市中央区平尾浄水町三番三号

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年六月二十七日

(甲) Song Holdings合同東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

代表社員 イチケー・ホールディング オー・インベストメント・エ

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号 代表社員 (乙) Song Bidco合同会社 Song Holdings

職務執行者

コルム・ジョン・オコネル

び資本金の額の増加はいたしません。 いますので、この合併による甲の新株式の発行及 しております。また、甲は乙の全株式を所有して 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 継して存続し乙は解散することにいたしました。 に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 効力発生日は令和七年八月一日であり、甲は会 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

掲載紙 官報

掲載頁 七十一頁 (号外第一一六号)掲載の日付 令和七年五月二十七日

(甲)株式会社ベータグリッド東京都港区西麻布三丁目二一番三─九○一号

(乙) 株式会社明日クリエイト 代表取締役 妹尾 勲

アールエス・エイチシー

ス・リミテッド コルム・ジョン・オコネル

です。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

 \mathbb{Z}

掲載の日付 掲載頁 四十四頁(号外第八十二号)

東京都中央区新川一丁目一六番三号

大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号 (乙) ジェイズ・ソリューション株式会社 代表取締役 愛須 康之

合併公告

で公告します。 継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

確定した最終事業年度はありません。乙は計算書 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 類の公告義務はありません。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日 なお、最終貸借対照表の開示については、甲は

東京都渋谷区恵比寿西一丁目九番一号

代表取締役 鈴木 英雄 (甲) 株式会社鈴木ビル

東京都渋谷区恵比寿西一丁目九番一号 (乙) 有限会社ハナブサ商会 代表取締役 鈴木 貞雄

合併公告

りです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

(N) https://www.fm.persol-group.co.jp

public/index.html

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 東京都港区北青山二丁目九番五号

掲載

令和七年六月二十七日 令和七年四月十一日

(甲) セグエグループ株式会社

代表取締役 上村 達也

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し、乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載页 六十八頁 (号外第一三八号)掲載の日付 令和七年六月二十日

令和七年六月二十七日 掲載頁 六十八頁 (号外第一三八号) 掲載の日付 令和七年六月二十日

名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号

名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号 代表取締役 鬼頭 佳代 高田株式会社

(乙) 株式会社ソースマート 代表取締役 英彦

令和七年六月二十七日 東京都渋谷区代々木二丁目一番 (甲)パーソルホールディングス株式会社末京都渋谷区代々木二丁目一番一号 代表取締役 和田

代表取締役

槌井

パーソルファシリティマネジメン

孝雄

ト株式会社

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 で公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載頁 七十二頁(号外第九十五号)掲載の日付 令和七年四月二十八日

令和七年六月二十七日 掲載の日付 令和七年四月二十八日 掲載頁 五十三頁(号外第九十五号)

代表取締役 前嶋 純 (甲)株式会社前島電気工業社静岡県浜松市中央区植松町一四六七番地の五

合併公告

合併公告

たので公告します。 承継して存続し、乙は解散することにいたしまし 左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十七日 大阪府堺市南区泉田中三一〇〇—一九 (甲) 医療法人良秀会

大阪府和泉市府中町三丁目一五番三号 (乙) 医療法人育生会 理事長 藤井 良幸

理事長 藤井 良幸

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年六月十六日 官報 九十四頁(号外第一三二号)

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 和七年六月二十七日 掲載紙 掲載の日付 令和七年六月十六日 掲載頁 九十四頁 (号外第一三二号)

広島市西区中広町一丁目一二番一六号

官

広島市西区中広町一丁目一二番一六号 代表取締役 山根 久和 (甲) セフト株式会社

(乙) 株式会社SC保安警備 代表取締役 山根 久和

吸収分割公告

させることにいたしましたので公告します。 に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の食肉加工事業 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載 千葉日報 掲載の日付 令和七年六月二十日 掲載頁

> 宮城県大崎市古川飯川字十文字一〇五番地一 令和七年六月二十七日

(甲) 株式会社新古川ミート

宮城県大崎市古川飯川字十文字一〇五番地一

吸収分割公告

に限られない。) に関して有する権利義務を承継 動産賃貸事業及び太陽光発電事業を含むがこれら 業(保険代理店事業を含む。)を除く一切の事業(不 し、乙はそれを承継させることにいたしましたの で公告します。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

(甲) 掲載 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 官報

令和七年六月二十七日 掲載頁 九十六頁 (号外第二十九号)

宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番六一号 代表取締役 北田哲次郎

吸収分割公告

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 機の自動化・無人化設備の設計製作等の一切の事 告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ることにいたしましたので公告します。 です。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は吸収分割して甲は乙の樹脂成形加工

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載紙 東京新聞 掲載の日付 令和七年六月十八日

掲載頁 二十二頁

(乙) 株式会社古川ミート 代表取締役 鈴木 代表取締役 鈴木 優哉 優哉

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車小売事

掲載頁 九十六頁 (号外第二十九号) 掲載の日付 令和七年二月十三日

宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番六一号 掲載の日付 令和七年二月十三日

(甲) 株式会社イデアル商事

代表取締役 北田哲次郎 (乙) 株式会社イデアル

です。 甲 掲載紙 官報

(乙)確定した最終事業年度はありません。 令和七年六月二十七日 掲載頁 七十四頁 (号外第一一五号)

千葉県松戸市八ケ崎八丁目一六番地の一

代表取締役 赤沼 暢 群馬県伊勢崎市福島町一七三番地

群馬県伊勢崎市福島町一七三番地

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい させることにいたしました。 営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館の経 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。 甲

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 令和七年六月二十七日

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二

代表取締役 中村 満

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二 代表取締役 木村 幸久

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させる ことにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して乙は甲のR&D事業に 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年五月二十六日

(甲) 株式会社リノキノ

東京都中央区日本橋浜町二丁目五番一号― (乙) 株式会社リノキノR&D

代表取締役

赤沼

暢

四階

令和七年六月二十七日

(甲) 株式会社NSK販売 代表取締役 北原哲五郎

(乙) 日本省力機械株式会社

代表取締役 田中 章夫

確定した最終事業年度はありません

(甲) 株式会社きむら

(乙) 有限会社ホテルきむら

吸収分割公告

ることにいたしました。 業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年四月二十五日 六十九頁 (号外第九十四号)

 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 三頁 掲載の日付 令和六年十二月二十三日

令和七年六月二十七日

ビル二四F 東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際

(甲) 株式会社グリットパートナーズ 代表取締役 三宅 雄也

東京都荒川区南千住五丁目二〇番一一号

代表取締役 三宅 雄也 (乙) 伊藤工事株式会社

吸収分割公告

させることにいたしました。 ト事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継 左記会社は吸収分割して甲は乙が営む健診ソフ

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に対し異議のある債権者は、本公

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報

令和七年六月二十七日 掲載頁 七十四頁(号外第一三八号) 掲載の日付 令和七年六月二十日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号 (甲) 株式会社WellBita

大分市王子南町五番二七号 代表取締役 山下 時彦

(乙) 株式会社ウィルウェイ

代表取締役

佐藤 清孝

令和七年六月二十七日

吸収分割公告

しているものを除く)に関して有する権利義務を び管理事業(ただし、乙がグループ子会社に賃貸 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸及 乙はそれを承継させることにいたしまし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲)確定した最終事業年度はありません。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十日

横浜市保土ケ谷区桜ケ丘二丁目五番一号 和七年六月二十七日 掲載頁 六十頁 (号外第一二七号)

横浜市西区みなとみらい三丁目六番三号 代表取締役 池田 隆彦 (乙) 池田産業株式会社

(甲) 池田商事株式会社

代表取締役 池田 隆彦

吸収分割公告

関する権利義務を承継し甲はそれを承継させるこ とにいたしました。 左記会社は吸収分割して乙は甲のアジア事業に

官

書提出済みですが、乙は確定した最終事業年度は 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ありません。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、甲は金融商品取引法による有価証券報告

大阪市中央区道修町二丁目六番八号 (甲) 住友ファーマ株式会社 代表取締役 木村 徹

東京都中央区日本橋二丁目七番一号 (乙) SMP準備株式会社

代表取締役 西中 重行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 権利義務を承継し乙はそれを承継させることにい この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

27

です。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

\mathbb{Z} 掲載紙 官報

掲載頁 六十八頁 (号外第一〇三号) 掲載の日付 令和七年五月九日

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の一

したので公告します。 事業に関する権利義務を承継することにいたしま 聞東京本社(乙、住所東京都千代田区大手町一丁 目七番一号)の北九州工場における生産設備賃貸 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

です。 甲

 \mathbb{Z}

掲載の日付 令和七年六月十四 日

福岡市中央区赤坂一丁目一六番五号

株式会社読売新聞西部本社 雅己

DX事業及び訪日マーケティングパートナー事業 に関する権利義務を承継させることにいたしまし Words(住所東京都台東区三筋一丁目一七番 一二号長沼ビル二〇一) に対して当社の地域観光 当社は、新設分割により新設する株式会社〇n

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、

(甲)確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

(甲) ツービー株式会社

代表取締役 浦田 勝仁

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社読売新

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 読売新聞

掲載頁 十九頁 掲載の日付 令和七年六月十八日

掲載 読売新聞

令和七年六月二十七日 掲載頁 十六頁

代表取締役 増田

新設分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 二頁

新設分割公告 代表取締役

(乙) 戸部商事株式会社

代表取締役 浦田 勝仁 ことに致しましたので公告します。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日 計算書類の公告義務はありません。

神奈川県大和市福田三六七六番地

新設分割公告

ウェディング事業に関する権利義務を承継させる 軽井沢町大字長倉二六八一番地)に対して当社の STIC WEDDING (住所長野県北佐久郡 ことにいたしました。 当社は、新設分割により新設する合同会社RU

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

令和七年六月二十七日 令和七年六月二十日

長野県北佐久郡軽井沢町長倉二六八一

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

日刊工業新聞

掲載の日付 令和六年十二月十六日

令和七年六月二十七日

東京都台東区三筋一丁目一七番一二号長沼 ビルニ〇一 千葉 史子 (加藤 史子) WAmazing株式会社

業に関する権利義務の一部をそれぞれ承継させる 市福田三六七六番地)に対して当社の資産管理事 の一部を、株式会社光はじめ(住所神奈川県大和 て当社の不動産賃貸事業に関して有する権利義務 (住所神奈川県大和市福田三六七六番地) に対し 当社は、新設分割により新設する株式会社愛光

有限会社たけふみ物産 取締役 外狩 光治

組織変更公告

掲載頁 一〇一頁 (号外第一三八号) 掲載の日付

代表取締役 株式会社アンドアール 荒原 秋月

新設分割公告

権利義務を承継させることにいたしましたので公 ホールディングス(住所兵庫県淡路市斗ノ内三四当社は、新設分割により新設する株式会社神田 告します。 三番地三)に対して当社の資産管理事業に関する

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 十七頁 掲載の日付 令和七年六月二十五日

令和七年六月二十七日

兵庫県淡路市浅野南一八五番地

代表取締役 神田 (取締役 神田 憲明株式会社神田鉄工所

当社は、株4 ングとします。 ました。 組織変更後の商号は株式会社マックスプランニ 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日

東京都港区西麻布四丁目一九番六号 合同会社マックスプランニング

代表社員 三津原陽子

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年六月二十七日

東京都日野市多摩平二—五—一—六三六 合同会社エルバード

代表社員 小田

涼

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

します 組織変更後の商号は株式会社イマージェンスと

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十七日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

東京都江東区大島一丁目二番一―二七〇五号 代表社員 石束 綾子

報

官

当社は、 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年六月二十七日 東京都豊島区要町一丁目二七番九号

合同会社Succeed

代表社員 東

真理子

組織変更公告

ました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、 令和七年六月二十七日 神奈川県川崎市麻生区高石三丁目二六番六 株式会社に組織変更することにいたし

号リブラミノワ一階

合同会社ミノワプランニング

代表社員 箕輪 大介

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十七日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 大阪府堺市中区深井清水町二〇九〇番地二 株式会社に組織変更することにいたし

代表社員 南川 合同会社ナンセ

組織変更公告

当社は、

株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日

2ビルーニーーニ 大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第

i o n 合同会社Second Innovat

代表社員 代表社員 松村 藤木 真吾 来人

組織変更公告

変更後の商号は株式会社VOCとします。 ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年八月十一日であり、 株式会社に組織変更することにいたし 組織

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和七年六月二十七日 ルノース五〇一 大阪市西区南堀江一丁目一六―二三ミラベ 合同会社VOC

代表社員 林

佑馬

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日

愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一 遮熱ジャパン合同会社

代表社員 岸

正幸

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

変更後の商号は株式会社セキガンとします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年七月三十日であり、 組織

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月二十七日

代表社員 大分市西鶴崎二―二―一八エンブレム西鶴 株式会社GROWプランニング 合同会社セキガン

職務執行者 小早川英樹

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 変更後の商号は平安建設株式会社とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年八月二十日であり、 令和七年六月二十七日 組織

沖縄県国頭郡恩納村字前兼久五四番地の一 代表社員 平安名盛智 合資会社平安名組

効力発生日変更公告

したので公告します。 効力発生日を令和七年七月十八日に変更いたしま 当社は、令和七年六月三十日予定の吸収合併の 令和七年六月二十七日 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号 エイチ・ピージャパン合同会社

効力発生日変更公告

効力発生日を令和七年七月一日に変更いたしまし たので公告します。 当社は、令和七年六月三十日予定の吸収合併の 令和七年六月二十七日

東京都文京区本郷三丁目六番六号 株式会社テクノテックホールディング 代表取締役

石田

昭夫

円とすることにいたしました。 資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二百五十万円減少し百

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日

地一三パークヒル浦和一〇一号室埼玉県さいたま市緑区太田窪一丁目二六番

合同会社ZIG-ZAG 代表社員 橋本 直之

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千五百円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を一億二千四百九十五万一 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 二頁 令和七年六月二十七日 埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

代表取締役 『表取締役 熊谷弘太郎 ナノサミット株式会社

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九

回ることはありません。 すので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下 百円減少することにいたしました。 ただし、同時に株式の発行により増額いたしま

ります。 そのため、 株主総会の決議を経ずに決定してお

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月四 掲載頁 一一七頁 (号外第一二三号)

代表社員 TBGP株式会社 職務執行者

稲垣

伸一

令和七年六月二十七日 東京都港区新橋二丁目一二番一号ラン ディック第三新橋ビル九階

資本金の額の減少公告

代表取締役

伊藤 浩樹

アルプ株式会社

主総会の決議は令和七年六月二十七日に予定して 四六七円減少し、一円とすることにいたしました。 定しておりますが、その後に六、八○八、○七○、 六、七○八、○七○、四六八円増加することを予 おります。 当社は、令和七年六月三十日付で資本金の額を 効力発生日は令和七年七月二十九日であり、株

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し、異議のある債権者は、本公告 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

http://www.tokyo.grandnikko.com/ 令和七年六月二十七日 東京都港区台場二丁目六番一号

代表取締役 塚田 忠保株式会社グランドニッコー東京

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 十円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を六千九百五万八千五百三 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 https://aironworks.com

東京都港区虎ノ門一―一〇―五―一一階 代表取締役 寺田 彼日AironWorks株式会社

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百四十六円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を九千四百六十九万九千八 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません

令和七年六月二十七日 ゾンステージ田町 東京都港区芝五丁目三二番一二号シャーメ

株式会社hootfolio 代表取締役 笠原 健太

官

資本金の額の減少公告

主総会の決議は、令和七年六月十三日に終了して 円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を三千四百万円減少し 効力発生日は令和七年七月三十一日であり、 一億 株

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 おります なお、 この決定に対し異議のある債権者は、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 本公告掲

です。 掲載の日付 掲載 官報 令和七年三月十九日

掲載頁 一九七頁 (号外第五十五号)

令和七年六月二十七日 Allganize Japan株式会社 東京都渋谷区広尾一丁目三番一号

代表取締役 佐藤 康雄

資本金の額の減少公告

主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了予 百二十九円減少することにいたしました。 定です。 当社は、資本金の額を九億九百九十三万一千四 効力発生日は令和七年七月三十一日であり、 株

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり ります。

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号 和七年六月二十七日 株式会社カンリー

令

https://biz.can-ly.com

資本金の額の減少公告

代表取締役 辰巳

衛

東京都港区東新橋二丁目三番三号

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 少し四千九百万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三億五千百二万五千円減 最終貸借対照表の開示状況は次のとお

令和七年六月二十七日 確定した最終事業年度はありません 東京都港区赤坂九丁目七番一号 株式会社NEホールディングス

29

代表取締役

近藤

宏樹

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

資本金の額の減少公告

おります。 効力発生日は令和七年七月三十一日を予定して 当社は、資本金の額を四億六千十八万五千円減 し一億円とすることにいたしました。

金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本行する場合、当該株式の発行により増加する資本なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発 です 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 金の額を一億円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和六年十二月十六日掲載 日刊工業新聞 掲載頁 二頁

令和七年六月二十七日

ビル二〇一 WAmazing株式会社東京都台東区三筋一丁目一七番一二号長沼 代表取締役 千葉 史子 , (加藤 史子)

資本金の額の減少公告

金とすることにいたしました。円とすることにいたしました。○万円減少し一億当社は、資本金の額を七五○○万円減少し一億 会の決議は、令和七年六月二十七日を予定してお効力発生日は令和七年八月五日であり、株主総

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載 官報

令和七年六月二十七日 (号外第二十二号) 掲載の日付 令和七年二月 回日

代表取締役 2表取締役 鳥巣 知得株式会社ワンメディカ

千八百八十六円減少し一千万円とすることにいた当社は、資本金の額を十五億五千四百八十万八資本金の額の減少公告 会の決議は、令和七年六月二十六日に終了してお しました。 ります。 効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年六月二十七日 東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一 株式会社ゼネラル・オイスター

資本金の額の減少公告

代表取締役社長

渡邊 一博

減少し、その減少額の全額を資本準備金とするこ とにいたしました。 当社は、資本金の額を六千万三千九百七十九円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月二十七

掲載頁 二頁

令和七年六月二十七日 山梨県南都留郡鳴沢村七三二八番地四一

代表取締役 長谷川健治 鳴沢森林開発株式会社

資本金の額の減少公告

本準備金とすることにいたしました。 七月二十八日までにお申し出下さい。 百三十八円減少し、減少する資本金の額全額を資 この決定に対し異議のある債権者は、 当社は、資本金の額を四千五百六十九万七千六 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 令和七年

令和七年六月二十七日 https://remare.jp/

愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目二番三二号 株式会社REMARE

代表取締役 間瀬 雅介

資本金の額の減少公告

おります。 減少し九千九百万円とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年七月三十一日を予定して 当社は、資本金の額を二億八千二十九万百十円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 https://funfo.co.jp 京都市下京区万寿寺中之町七八 ファンフォ株式会社

代表取締役

喬

恒越

資本金の額の減少公告

とにいたしました。 減少する資本金の額の全額を資本準備金とするこ 当社は、資本金の額を一億六百四十万円減少し、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目七番一五号 株式会社ステムリム

代表取締役 岡島

資本金の額の減少公告

たしました。 当社は、資本金の額を三億円減少することにい

回ることはありません。 すので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 ただし、同時に株式の発行により増額いたしま

https://www.nankai.co.jp/group/nms

です。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

koukoku/nnv.html 令和七年六月二十七日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号 NANKAI NEXT Ventur e s 株式会社 代表取締役 古山 邦彦

資本金の額の減少公告

とにいたしました。 当社は、資本金の額を四千七百万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日 なお、計算書類の公告義務はありません。

兵庫県芦屋市東山町七番三一号

資本金の額の減少公告

取締役

桐山

憲

有限会社アトー

いたしました。 当社は、資本金の額を二百万円減少することに

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日 なお、計算書類の公告義務はありません。

愛媛県松山市平田町三七二番地三 松栄運送有限会社

代表取締役 作道 和彦

資本金の額の減少公告

主総会の決議は、 することにいたしました。 当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円と 効力発生日は令和七年七月二十九日であり、 令和七年六月三十日に予定して

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、確定した最終事業年度はありません。 和七年六月二十七日

おります

佐賀県唐津市厳木町本山三七八番三号

株式会社JOYROID 代表取締役 大野 普

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 五百万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を金一千五百万円減少し金 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、計算書類の公告義務はありません。 熊本県八代郡氷川町吉本九四番地 和七年六月二十七日

取締役 有限会社堀内製油 堀内 貴志

万円、利益準備金の額を二千八百万円減少し、 本準備金の額を○円、利益準備金の額を三千五百 準備金の額の減少公告 万円とすることにいたしました。 .、利益準備金の額を二千八百万円減少し、資1社は、資本準備金の額を九億五千五百六十五

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

福島県福島市万世町二番五号

代表取締役 \;締役 鈴木 岳伯 株式会社福島銀行

準備金の額の減少公告

一ん。なま、ま 交換」)により資本準備金の額が増加することを条 る株式会社神山設計との株式交換(以下「本株式 告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 件として、資本準備金の額について、本株式交換 した。この決定に対し異議のある債権者は、本公 による資本準備金の額を減少することにいたしま 当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす 当社の確定した最終事業年度はありませ

令和七年六月二十七日 群馬県前橋市城東町四丁目二番一八号 株式会社神山ホールディングス 代表取締役 田中 伊織

準備金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千七十万円減少することにいたしました。 二万七千六百五十七円、利益準備金の額を六億二 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 資本準備金の額を百九億九千九百三十

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 令和七年六月二十七日

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵三八八番地 太陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長 齋藤 斉

準備金の額の減少公告

ことにいたしました。 一千五百円減少し、百四十三万七千五百円とする 当社は、資本準備金の額を五十一億九千百四万

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません。 令和七年六月二十七日 東京都墨田区立花五丁目五一番一一号

代表取締役 秋元 株式会社オータム 雅好

準備金の額の減少公告

りです。 加額を減少することにいたしました。の額について、本株式交換による資本準備金の増 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 の株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備 る株式会社岩滝彫刻及びイワタキ技研株式会社と 金の額が増加することを条件として、資本準備金 なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

掲載頁 六十七頁 (号外第一三八号) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十日 令和七年六月二十七日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号 代表取締役 岩瀧 行雄株式会社IWATAKI

準備金の額の減少公告

による資本準備金の増加額を減少することにいた 件として、資本準備金の額について、本株式交換 交換」)により資本準備金の額が増加することを条 る株式会社婦中技研との株式交換(以下「本株式 しました。 当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載 官報

令和七年六月二十七日 掲載頁 六十七頁 (号外第一三八号) 掲載の日付 令和七年六月二十 自

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号

準備金の額の減少公告

準備金の額の減少公告

八千八百八十五円減少することにいたしました。 了しております 株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に終 当社は、資本準備金の額を十六億三百八十一万

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

三号 東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三 株式会社ゼネラル・オイスター 代表取締役社長 渡邊 一博 番一

準備金の額の減少公告

ついて、本株式交換による増加額を減少すること 加することを停止条件として、資本準備金の額に 小谷生コンクリート工業株式会社との株式交換 にいたしました。 (以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増 当社は、令和七年八月一日を効力発生日とする

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

信濃毎日新聞

掲載頁 二十七頁 掲載の日付 令和七年六月十七日

準備金の額の減少公告 いたしました。 当社は、資本準備金の額を全額減少することに 令和七年六月二十七日

五二一番地

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字川原丙

代表取締役

鷲澤

株式会社鷲澤建設

りです。 最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありませ

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年六月二十七日

岐阜県各務原市須衛町七丁目四九番地

株式会社FJKorporation

代表取締役

安藤

彰浩

七八九、五〇六、 五九九、三

四〇

株式会社岩滝彫刻

代表取締役 岩瀧

行雄 円とすることにいたしました。 二〇〇円減少し、一四、五七三、 当社は、資本準備金の額を二、

ます。 会の決議は令和七年六月二十五日に終了しており 効力発生日は令和七年八月一日であり、 株主総

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 令和七年六月二十七日

岡山県岡山市北区平田一七三番地一〇四 株式会社サンマルクホールディングス 代表取締役 藤川 祐樹

準備金の額の減少公告

七十九円減少し〇円とすることにいたしました。 ております。 当社は、資本準備金の額を二億千五百九十六万 株主総会の決議は令和七年六月十七日に終了し

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません。 令和七年六月二十七日

番地 宮崎県日向市大字財光寺字沖ノ原一〇五五 株式会社KIKKAWA 代表取締役 吉川慎一郎

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を十七億六千四百九十二万

なお、

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

なお、

十二万六千四百円それぞれ減少することにいたし六千四百円、資本準備金の額を十七億六千四百九

金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはあ すので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備 りません。 そのため、株主総会の決議を経ずに決定してお

ります。 効力発生日は、令和七年七月三十日であり、

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

和七年六月二十七日 東京都千代田区麹町五丁目三番三号

株式会社ライトワークス

代表取締役 江口

しております。 株主総会の決議は令和七年六月二十六日に終了

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 状況は次のとおりです。 なお、最終貸借対照表および損益計算書の開示

http://www.leopalace21.co.jp/IR.html 和七年六月二十七日

代表取締役 宮尾 文也株式会社レオパレス21

十二万三千四百十二円減少することにいたしまし 百五十六円、資本準備金の額を十一億三千三百五 当社は、資本金の額を六億二千四百七十八万五

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日 令

締役会決議は、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 ただし、同時に株式の発行により増額いたしま 令和七年六月二十六日に終了して 取 です 掲載 官報

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

資本金及び準備金の額の減少公告 夏郎

備金を百億円とすることにいたしました。 九千二百十五円減少し、資本金を一億円、資本準 十六円、資本準備金の額を九十六億千七百十二万 及び資本準備金の額の増加の効力発生を条件とし 資本金の額を九十六億千七百十二万九千二百 社は、第五回新株予約権の行使に伴い資本金

官

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都中野区本町二丁目五四番一一号

資本金及び準備金の額の減少公告

おります。

ルキビル一〇一号室 代表取締役 株式会社日本農業 内藤

万八百円減少し、それぞれ金一億円、金〇円とす 八百円、資本準備金の額を金九億五千九百三十二 ることにいたしました。 効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株 当社は、 資本金の額を金九億一千七百三十二万

おります 主総会の決議は令和七年六月二十四日に終了して

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 東京都港区新橋一丁目一―一三アーバン

ネット内幸町ビル三階 ソーシャルワイヤー 株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役 矢田 峰之

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 八万二百三十九円減少することにいたしました。 百三十九円、資本準備金の額を三億七千四百五十 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三億七千四百五十八万二 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 九十頁(号外第一三五号)掲載の日付 令和七年六月十八日掲載 官報 令和七年六月二十七日 東京都板橋区坂下三丁目三七番八号 株式会社トランスポート・エースアンド 代表取締役 西岡 有子

千八百八十五円、資本準備金の額を四億九千九百十九万九当社は、資本金の額を四億九千九百九十九万九 九十九万九千八百八十五円減少することにいたし 資本金及び準備金の額の減少公告 ました。

掲載頁 五十九頁 (号外第九十四号) 掲載の日付 令和七年六月二十七日 東京都品川区西五反田一丁目一三番七号マ 令和七年四月二十五日

資本金及び準備金の額の減少公告 祥 平

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年六月二十七日 https://aub.co.jp/archives/public-announce

ビル二階 東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミ 代表取締役 締役 鈴木 啓太 AuB株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

会の決議は、令和七年六月十九日に終了しており 三千三百八円とすることにいたしました。 六十七万三千三百八円、十八億二千七百六十七万 九百八十七円減少し、それぞれ三十九億九千七百 八十七円、資本準備金の額を九億六千百八万九千 効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総 当社は、資本金の額を九億六千百八万九千九百

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

愛知県蒲郡市三谷北通六丁目二〇九番地の一 令和七年六月二十七日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニ

を一億円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の 額

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 掲載頁 六十四頁 (号外第二六六号) 掲載の日付 令和六年十一月十四

ヴィンチ小川町五階 株式会社Plott 東京都千代田区神田錦町二丁目四番地ダ

代表取締役 奥野 翔太

資本金及び準備金の額の減少公告

千五百三円減少して一億円とし、減少額全額を資当社は、資本金の額を四億二千四百三十三万九 十万六千九百八十五円とすることにいたしまし 本準備金とすること、資本準備金の額を六億六千 七百七十八万二千二十円減少して二億四千五百七

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

アリング 代表取締役 山田 登

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

なお、 当社に確定した最終事業年度はありま

せ

令和七年六月二十七日 愛知県清須市朝日愛宕六二番地一

EDMホールディングス株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役 井垣 伸

ました。 九百九十七万九千四十九円減少することにいたし 万六千百七十八円、資本準備金の額を十五億七千 当社は、資本金の額を三十二億一千六百六十六

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

神戸市中央区京町八三番地三宮センチュ リービル 代表取締役 株式会社キムラタン 九鬼祐一郎

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年七月十二日付で株券を発行す なお、同日に当社の株券は無効となります。

千葉県流山市流山一丁目二六四番地

令和七年六月二十七日

代表取締役 流鉄株式会社 小宮山英一

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年七月十九日付で株券を発行す

令和七年六月二十七日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

東京都中央区日本橋横山町九番一五号

2表取締役 杉山 一徳株式会社東京エコール

代表取締役 杉山 一

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました 定款変更につき通知公告 当社は、令和七年七月十二日付で株券を発行す

令和七年六月二十七日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 愛媛県今治市伯方町木浦甲八四一番地

ので公告します。

伯方塩業株式会社

代表取締役 石丸 <u>一</u> 三

合併につき株券等提出公告

年七月一日までに当社にご提出下さい の株券を所有する方は、株券提出日である令和七 更することといたしました。つきましては、当社 りましたが、株券提出日を令和七年七月一日に変 に係る株券提出日を令和七年六月三十日としてお 出公告において、株式会社テクノテックとの合併 当社は、令和七年五月二十六日掲載の株券等提 令和七年六月二十七日

限定承認公告 株式会社テクノテックホールディング

東京都文京区本郷三丁目六番六号

がないときは弁済から除斥します。 部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及 請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出 び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 相続人は令和七年六月二日神戸家庭裁判所尼崎支 の住所兵庫県西宮市若草町一丁目一一番一六 本籍兵庫県西宮市若草町一丁目一一番、最後 右被相続人は令和七年一月二十日死亡し、その 番地 限定承認者 山﨑愛知県海部郡飛島村大字新政成五丁目1 和七年六月二十七日 被相続人 亡 山崎 健〇 真

合併公告及び新設分割公告

官

は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出この合併及び会社分割に対し異議のある債権者 継して存続し乙は解散することにいたしました。 町二丁目三四〇番地一)に対して甲の権利義務の カコーポレーション(住所さいたま市大宮区桜木 部を承継させることにいたしました。 甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承 また、甲は新設分割により新設する株式会社タ

です。 掲載紙 官報 (甲)(乙) ともに

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 五十九頁 (号外第一〇三号) 掲載の日付 令和七年五月九日

(乙) 株式会社タカコーポレーションいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇番地代表取締役 鵜野 協子 代表取締役 協子

優先資本金の額の減少公告

です。 円減少することにいたしました。 の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十七日 共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 優先資本金の額の減少公告 少することにいたしました。 基づき、優先資本金の額を金九億五千三百万円減 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 資産の流動化に関する法律第百九条に

とおりです。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

掲載紙 官報

掲載頁 六十六頁 (号外第九号) 令和七年六月二十七日

日光ベルホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

30 %1。
第1条1。
第1条4日は令和七年六月二十日に終了して
第1条4日は令和七年七月二十九日であり、社 おります 五百九十五万八千六百十七円 十九万五千百四円 減少後の優先資本金の額 四百億八千四 損失填補の為に減少する額 百四十八億五千 百

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 のとおりです。 なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

https://www.ko-koku.jp/ir/s05767-2c9fx/ 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 和七年六月二十七日

Tsubaki特定目的会社 取締役 関口 陽平

当社は、優先資本金の額を二十七億六千八百万

取締役 髙山 知也なんば開発特定目的会社

掲載の日付 令和七年一月十七日

共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

とといたしました。 当社は、優先資本金の額を次の通り減少するこ

共同会計事務所内

少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

令和七年六月二十七日 掲載頁 八十三頁 (号外第一六六号)

ジェイコアレジ6ホールディング特定目

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

特定目的会社

ピーピーエフエー・ジャパン・シックス

当社は、優先出資二十五億八百万口を二十億

四

優先資本金の額の減少公告

基づき、優先資本金の額を金五億四百万円減少す ることにいたしました。 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

とおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載頁 七十二頁 (号外第三十一号) 掲載の日付 令和七年二月十七日

令和七年六月二十七日 共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディ ング特定目的会社 取締役 北川 . 久芳

優先資本金の額の減少公告

ることにいたしました。 当社は、優先資本金の額を三千九百万円減少す

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月二十七日 なお、確定した最終事業年度はありません。

東京都港区元赤坂一丁目一番七号 A A J I 特定目的会社

取締役

金谷

正文

優先資本金の額の減少公告

基づき、優先資本金の額を金二億八千二百万円減 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に 基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少する 優先資本金の額の減少公告 ことにいたしました。

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/

令和七年六月二十七日 44OU56S-00038

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

掲載の日付 令和六年七月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四 共同会計事務所内 番一号東京

取締役 北川 久芳

令和七年六月二十七日

る令和七年七月二十九日までに当社にご提出下さ の優先出資証券を所有する方は、効力発生日であ 百万口に消却することにいたしましたので、当社

ジェイ・エム・オー・ピー・ ング特定目的会社 取締役 北川 ホールディ 久芳

共同会計事務所内

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

債権申出の公告(第一回)

本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さ 当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、 十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、 い。右期間内にお申し出がないときは清算から除 当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三

令和七年六月二十七日

東京都中央区新富一丁目七番三号

確定給付企業年金清算人 藤澤洋 株式会社ハローズ

郎

訂正公告

正します。 の金額「1,272」とあるは の第四十期決算公告 (枠組)中、(うち当期純損失) 令和七年六月二十三日(号外第一三九号) 「709」の誤りにつき訂

令和七年六月二十七日

石川県羽咋市本江町ヌ部八番地

代表取締役社長 2表取締役社長 澤松 登創和テキスタイル株式会社